

農林水産部建設工事総合評価落札方式 ガイドライン

適用年月日：令和4年（2022年）10月1日
以降の入札公告から適用

令和4年（2022年）10月版

熊本県 農林水産部

はじめに

公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品の購入とは基本的に異なり、受注者の技術的能力等により品質が左右されます。そのため、発注者は、個々の工事の内容に応じて適切な技術的能力を持つ企業を競争参加者として選定するとともに、技術的能力を評価した落札者の決定や適切な監督・検査等の実施により公共工事の品質を確保する必要があります。

一方で、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年（2005年）3月に成立、4月から施行されました。

本法律では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないと規定されています。

また、令和元年（2019年）6月には、品確法、入契法、建設業法のいわゆる「担い手三法」の改正が行われ、公共工事の品質確保を具体化する「担い手の中長期的な育成・確保の推進」を柱とする基本理念を実現するための施策が示されました。

本県農林水産部においては、平成19年度（2007年度）から技術提案等を入札参加者に求め、これと価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を試行しており、今後も工事の特性に応じた適切な活用を図ることとしています。

本ガイドラインは、熊本県農林水産部が発注する建設工事を対象として、その品質確保を図っていくため、総合評価落札方式の入札における一般的な考え方を示したものです。

各工事における、具体的な総合評価落札方式に関する評価基準等については、工事毎の入札公告等で個別に設定されますので必ず熟読の上、技術申請書等を作成して下さい。

※総合評価落札方式のメリット

○発注者側のメリット

- ・価格と品質が総合的に優れた内容の契約により、優良な社会資本整備を行うことができる。
- ・価格と品質の二つの基準で落札者を選定することから、談合が行われにくい環境が整備されることも期待できる。

○受注者側のメリット

- ・必要な技術的能力を有する建設企業のみが競争に参加することで、高い技術的能力と地域の発展に対する強い意欲を持つ企業が成長できる環境が整う。
- ・技術的能力を審査することにより、建設企業の技術力向上に対する意欲を高め、建設企業の育成に貢献する。

《問合せ先》

熊本県農林水産部 技術管理課

農業土木技術班 代表電話：096-383-1111（内5454、5466）
直通電話：096-333-2426

林務水産技術班 代表電話：096-383-1111（内5464、5465）
直通電話：096-333-2467

目 次

1. 総合評価落札方式の概要	P. 1
1-1 導入の目的	P. 1
1-2 概 要	P. 1
1-3 種 類	P. 2
1-4 実施手順	P. 3
1-5 適 用	P. 4
2. 総合評価算定基準	P. 5
2-1 評価値算定方法	P. 5
(1) 評価値の算定方法	P. 5
(2) 自己採点型の導入	P. 5
2-2 落札者決定方法	P. 7
(1) 落札者の決定方法	P. 7
(2) 落札者の決定基準	P. 7
2-3 評価項目	P. 8
(1) 通常工事型	P. 8
(2) 令和2年度災害関連等工事型 (S型)	P. 9
2-4 評価基準	P. 10
(1) 施工計画	P. 10
(2) 企業の評価	P. 13
(3) 配置予定技術者の評価	P. 25
(4) 施工体制の評価	P. 30
3. 総合評価審査会	P. 36
4. 学識経験者の意見聴取	P. 36
4-1 意見聴取の目的	P. 36
4-2 意見聴取の時期	P. 36
4-3 意見聴取の方法	P. 36
4-4 意見聴取の非公開	P. 36
4-5 学識経験者の定義	P. 36
5. 評価内容の担保	P. 37
5-1 施工計画の担保	P. 37
5-2 地域貢献度の担保	P. 37
5-3 配置予定技術者評価の担保	P. 37
5-4 若手技術者の追加配置の評価の担保	P. 37
5-5 登録基幹技能者の評価の担保	P. 38
5-6 工事成績評定への反映方法	P. 38
6. 事前登録制制度	P. 39
6-1 適用範囲	P. 39
6-2 令和4年度(2022年度)事前登録項目	P. 39
6-3 事前登録制度の流れ	P. 39
6-4 地域貢献度で特別枠を設定する場合の取扱い	P. 39
6-5 事前登録の新規登録	P. 39
6-6 事前登録の更新	P. 40
6-7 合併特例措置の取扱い	P. 40
6-8 事前登録制度関係様式	P. 41
「事前登録申請に関する詳細事項」	P. 45

7. その他	P. 51
7-1 情報公開	P. 51
7-2 開示請求	P. 51
7-3 秘密保持	P. 51
8. 総合評価落札方式の手順	P. 52
8-1 総合評価落札方式（事前審査、施工体制確認型）JV 手順フロー	P. 52
8-2 総合評価落札方式（事後審査、施工体制確認型）基本型・簡易型 手順フロー	P. 53

1. 総合評価落札方式の概要

1-1 導入の目的

公共工事を取りまく環境は、近年大きく変化しており、価格と品質が総合的に優れた工事であると同時に、環境や省資源の配慮、維持管理費の削減といった多様なニーズを満たした工事が求められています。

平成17年（2005年）4月に施行された「品確法」に基づき、熊本県においても総合評価落札方式による入札・契約を実施し、価格と品質で総合的に優れた内容の契約を目指します。

【品確法に関する規程】

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）
平成17年（2005年）4月1日施行；令和元年（2019年）6月14日最終改正
- 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について
平成17年（2005年）8月26日閣議決定；平成26年（2014年）9月30日最終変更
- 発注関係事務の運用に関する指針 平成27年（2015年）1月30日 各省庁連絡会議申合せ
- 熊本県農林水産部建設工事総合評価方式実施要領 伺定 平成19年（2007年）11月1日
最終改正 令和2年（2020年）10月1日

1-2 概要

品確法は、現在及び将来にわたって公共工事の品質を確保し、その担い手の中長期的な育成・確保を促進していくことを目的としており、以下の3点がポイントです。

《品確法のポイント》

- ①公共工事の品質確保に関して、その基本理念と発注者の責務を明確にする。
- ②価格競争から、価格と品質で総合的に優れた調達への転換を図る。……総合評価落札方式
- ③発注者をサポートする仕組みを明確にする。

特に公共工事の調達においては、公共工事の品質を確保するために「価格と品質の双方が総合的に優れた内容の契約」の実施、つまり総合評価落札方式の適切な活用が求められています。

総合評価落札方式とは、価格だけで落札者を決定していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する新しい落札方式のことです。価格と品質の両方とも評価することにより、総合的に優れた内容の契約を行うことが可能になります。

なお、公共工事における「品質」とは、工事目的物そのものもとより、工事の効率性、安全性、環境への配慮等、工事の実施段階における様々な特性、つまり工事そのものの質も含まれます。



入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、価格と品質を数値化した「評価値」が最も高いものを落札者とするにより、予定価格の範囲内で価格と品質が総合的に優れた企業を選定します。総合評価落札方式においては、新しい施工方法や施工上の工夫などの技術提案や、同種工事の施工経験、工事成績等が評価の対象となります。

1-3 種類

○熊本県農林水産部における評価の型式

熊本県においては、総合評価落札方式の円滑な実施を図るため「技術提案型」・「基本型」・「簡易型」の3型式により取り組みます。

技術提案型：高度な技術提案を要する工事について、コスト縮減、機能向上、社会的要請に関する技術提案や同種・類似工事の実績、工事成績等に基づき品質と入札価格とを総合的に評価するもの

基本型：技術的な工夫の余地が大きい工事について、施工計画や同種・類似工事の実績、工事成績等に基づく品質と入札価格とを総合的に評価するもの

簡易型：技術的な工夫の余地の小さい一般的な工事について、施工計画の評価を必要とせず、同種・類似工事の実績、工事成績等に基づく技術能力の評価と入札価格とで総合的に評価するもの

○評価型式比較表

	簡易型	基本型	技術提案型
対象工事	・技術的な工夫の余地が小さい工事	・技術的な工夫の余地が大きい工事	・高度な技術提案を要する難易度の高い工事
評価項目	・企業、配置予定技術者の施工実績、経験及び工事成績等	・施工計画（品質確保（向上）、安全確保（向上）、課題対応の中から選択） ・企業、配置予定技術者の施工実績、経験及び工事成績等	・コスト縮減、機能向上、社会的要請に関する技術提案 ・企業、配置予定技術者の施工実績、経験及び工事成績等

○施工体制確認型の適用

総合評価落札方式を適用する全ての工事において、施工体制確認型総合評価落札方式^{※1}を適用します。

※1：従来の総合評価落札方式に加えて、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価する入札方式

落札者決定方式	価格競争	施工体制確認型 総合評価落札方式	
入札方式	指名競争入札	条件付一般競争入札	一般競争入札（WTO）
	3千万円 (7千万円「1-5 適用」を参照)	22.8億円	

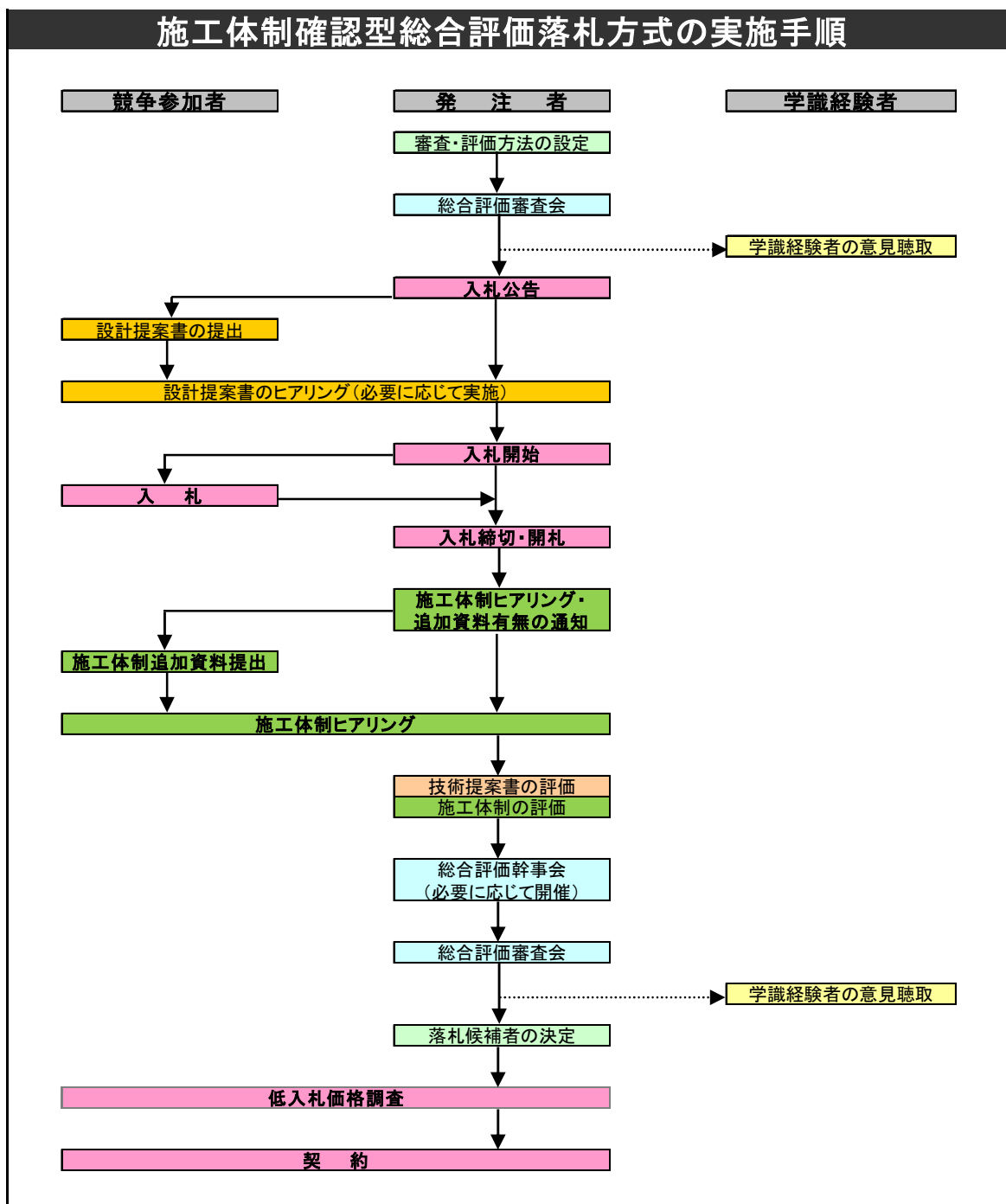
(その他) 本ガイドラインに記載されている金額は全て税込み価格です。

1-4 実施手順

施工体制確認型総合評価落札方式による実施手順は下図のようになり、従来の総合評価落札方式との主な相違点は次のとおりです

- ① 従来の技術提案書等による技術評価に加え、入札者の施工体制の確保状況も評価対象とする。
- ② 施工体制の確保状況を審査するため、調査書類（追加資料）の提出を求め、ヒアリングを行う。

注) 上記の追加資料及びヒアリングは、熊本県建設工事低入札価格調査実施要領に定める調査とは異なるものであり、低入札価格調査基準価格に満たない価格で入札を行った者が落札候補者になった場合は、別途低入札価格調査を実施する。



1-5 適用

総合評価落札方式適用説明図（参考）

【通常工事 及び 令和2年度災害関連等工事の土木一式工事以外】

金額 \ 工種	競争参加資格に同種工事の 施工実績を設定する工事	競争参加資格に同種工事の 施工実績を設定しない工事
5億円以上	基本型Ⅱ (施工体制確認型)	
5億円未満 ～ 2億円以上	基本型Ⅰ (施工体制確認型)	簡易型Ⅱ※1 (施工体制確認型)
2億円未満 ～ 7千万円以上	簡易型Ⅱ (施工体制確認型)	
7千万円未満 ～ 5.5千万円以上	簡易型Ⅱ (施工体制確認型)	
5.5千万円未満 ～ 3千万円以上	簡易型Ⅰ (施工体制確認型)	

※1：工事の特性等を勘案し、施工計画の提案を求める「基本型Ⅰ」の適用を妨げるものではない。

【令和2年度災害関連等工事※2の土木一式工事】

※2：次の各号のいずれかに該当する建設工事

- ① 令和2年発生災害復旧工事
- ② ①に係る災害復旧助成事業、災害関連事業、災害関連緊急事業、激甚災害対策特別緊急事業、特定緊急砂防事業、復旧治山事業、林地荒廃防止事業及び緊急総合治山事業等、関連事業の建設工事
- ③ ①の災害に起因する再度災害防止に係るその他の建設工事
- ④ 令和2年7月豪雨による影響で河川・砂防・ダム等に堆積した土砂を撤去する建設工事

金額 \ 工種	競争参加資格に同種工事の 施工実績を設定する工事	競争参加資格に同種工事の 施工実績を設定しない工事
5億円以上	基本型Ⅱ (施工体制確認型)	
5億円未満 ～ 3億円以上	簡易型Ⅱ-S (施工体制確認型)	
3億円未満 ～ 7千万円以上	簡易型Ⅱ-S (施工体制確認型)	
7千万円未満 ～ 5.5千万円以上	簡易型Ⅱ (施工体制確認型)	
5.5千万円未満 ～ 3千万円以上	簡易型Ⅰ (施工体制確認型)	

注1) 「WTO案件及び技術提案型」については、本ガイドラインの適用対象外とする。

注2) 上記の型式等の区分については、工事の緊急性等を考慮し変更する場合がある。

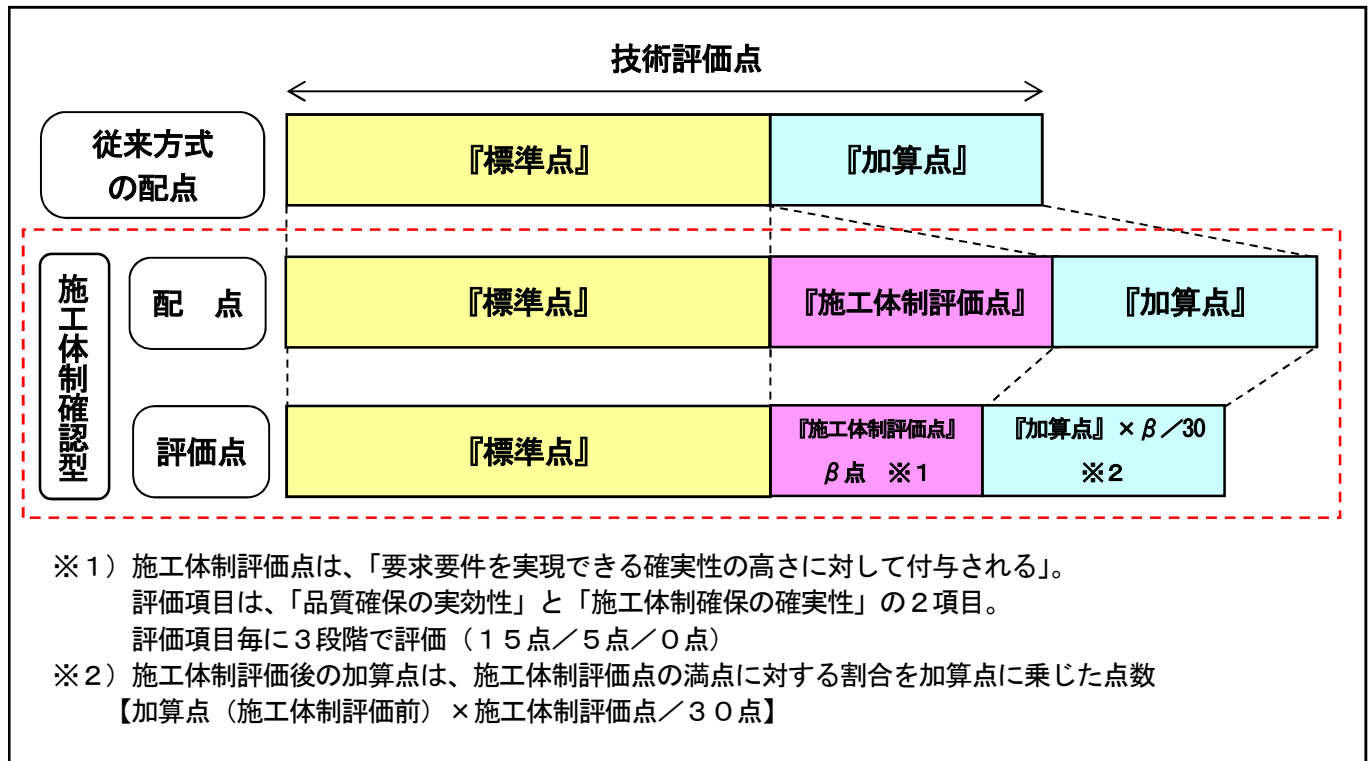
注3) 上記の説明図に記載されている金額は税込み価格である。

2. 総合評価算定基準

2-1 評価値算定方法

(1) 評価値の算定方

- 技術評価点＝標準点＋加算点＋施工体制評価点
 ○評価値＝技術評価点／入札価格＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）／入札価格



(2) 自己採点型の導入

総合評価落札方式を適用する全ての工事において、自己採点型を適用します。

【提出資料】

- ・入札公告に添付されている自己採点表を提出^{※1}します。
- ※1：自己採点表の提出がなければ加算点は「0点」となります。

【留意事項】

- ・評価基準に留意のうえ、各評価項目の自己採点を行ってください。
- ・自己採点した点数は、自己採点表の自己採点（応札者）欄に記入してください。
- ・なお、自己採点（応札者）欄に斜線が引いてある評価項目については記入しないでください。

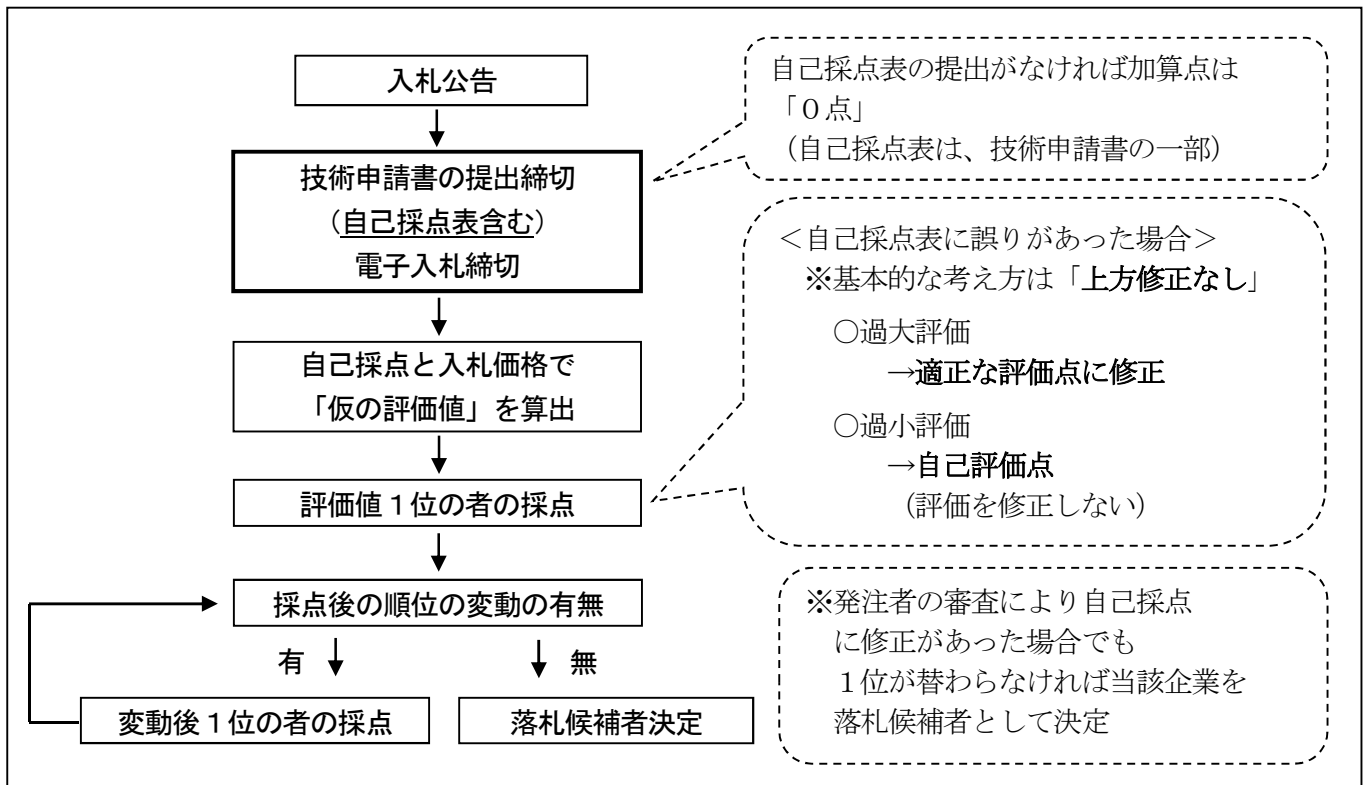
【審査方法】

- ・発注者の審査は、以下のとおり行います。
- ①入札参加者が提出した「自己採点表^{※2}」と「入札価格」をもとに、入札者全員について「仮の評価値」を算出します。
- ※2：自己採点（応札者）欄に斜線が引いてある評価項目の得点は、発注者が記入します。
- ②「仮の評価値」が最高となった入札参加者の技術申請書を審査します。
- なお、自己採点表の各評価項目の点数に誤りがあった場合は、以下のとおりとします。

- ・自己採点表の各評価項目の点数が審査結果より過大である場合は、当該評価項目の適正な点数に修正します。
 - ・自己採点表の各評価項目の点数が審査結果より過小である場合は、修正せず自己採点表の点数を採用します。
- ③審査の結果、仮の評価値が最高の入札参加者と次の順位の入札参加者が入れ替わった場合は、新たに評価値が最高となった入札参加者の技術申請書を審査します。

注) 自己採点型では、原則として仮の評価値が最高の入札参加者が提出した技術申請書のみを審査します。これにより、仮の評価値が2位以下の入札参加者の技術申請書については原則として審査を行わないため、「総合評価方式による入札の実施結果表」に記載のある技術評価点及び評価値は正しいものとは限りません。

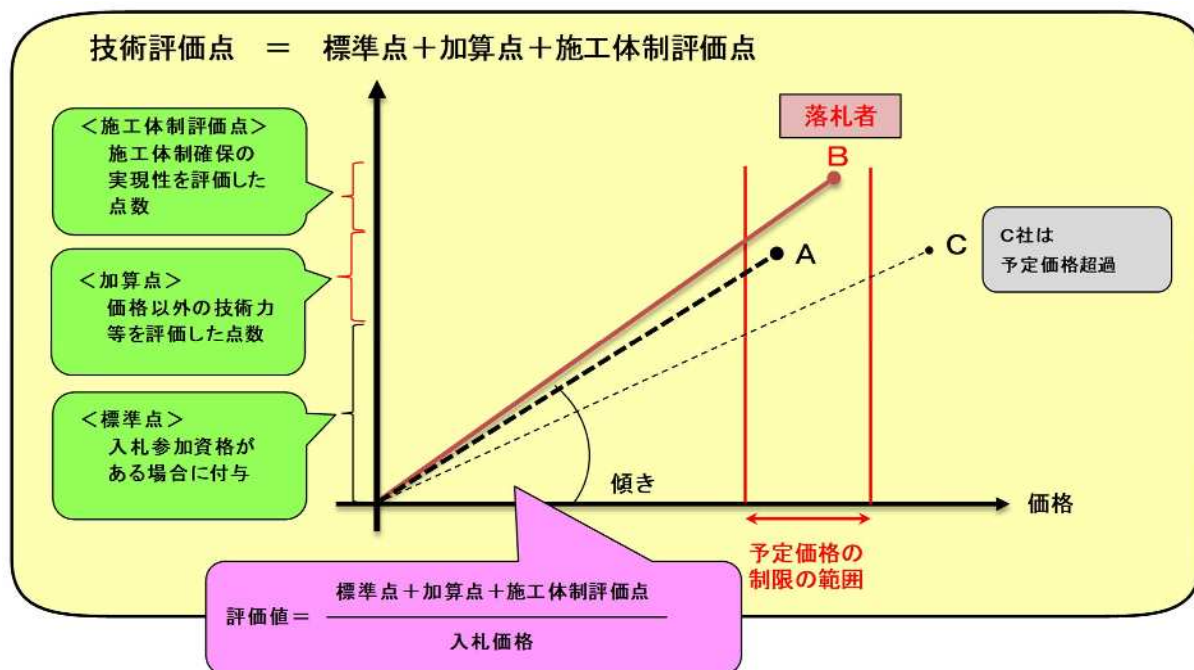
<自己採点型総合評価落札方式のフロー>



2-2 落札者決定方法

(1) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値の最も高い者を落札者とします。



【解説】

評価値は、技術評価点（標準点＋加算点＋施工体制評価点）を入札価格で割ります。つまり、上のグラフで言うと傾きを表すものです。傾きが大きい方が、評価値が高いという結果になります。グラフの中で、まずC社については予定価格を超えているため落札者とはなりません。つぎに、A社とB社の競争ですが、B社の方が、傾きが大きいので、B社が落札者になります。このケースのように、総合評価落札方式では、必ずしも入札価格が最低の者が落札者になるとは限りません。

(2) 落札者の決定基準

いずれの総合評価落札方式の型式においても、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち評価値の最も高い者を落札者とします。

評価値 = 技術評価点 ÷ 入札価格 = (標準点 + 加算点 + 施工体制評価点) ÷ 入札価格 (円)

標準点：入札要件を満足する入札参加者に付与します。

加算点：技術提案等に対し評価項目毎の評価基準に基づき付与します。

施工体制評価点：入札公告等に記載された要求要件を実現できる確実性（品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性）について審査した結果に基づき付与します。

技術評価点満点を130点とします。

公表する際の結果表においては、評価値に対し100,000,000（1億）を乗じて、小数以下第4位（5位を四捨五入）までを表示します。

ただし、評価値の最も高い者が複数いる場合は、技術評価点の高い者を落札候補者とし、技術評価点が同点であるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札候補者を決定します。

2-3 評価項目

評価項目は評価の型式毎に次のように設定します。

「基本型（Ⅰ、Ⅱ）」：施工計画、企業評価、配置予定技術者評価、施工体制評価

「簡易型（Ⅰ、Ⅱ）」：企業評価、配置予定技術者評価、施工体制評価

(1) 通常工事型

○型式毎の施工計画、企業及び配置予定技術者の評価項目（土木一式工事の場合）

項目	評価項目	簡易型Ⅰ		簡易型Ⅱ		基本型Ⅰ		基本型Ⅱ	
		設定	配点	設定	配点	設定	配点	設定	配点
施工計画	品質確保（向上）、安全確保（向上）、施工上の課題低減及び配慮すべき事項の視点から具体的な項目を設定	—		—		○	10点	○	15点
企業評価	同種工事の施工実績（2件）	○	5.5点	○	11点	○	11点	○	11点
	許可業種の工事成績評定点の平均点	○		○		○			
	優良工事等表彰の有無	○		○		○			
	地域精通度	○		○		○			
	地域貢献度（1項目は選択項目）	○		○		○			
	小計点の補正		5点/5.5点		10点/11点		10点/11点		10点/11点
	補正後の点数		5点		10点		10点		10点
受注状況	当該年度受注工事件数	○	0.5点	○	1点	○	1点	○	1点
	令和2年度災害関連等工事の受注件数	○	0.5点	○	1点	○	1点	○	1点
小計			6点		12点		12点		12点
配置予定技術者評価	配置予定技術者の資格	○	5点	○	10点	○	10点	○	10点
	優良工事表彰等の技術者表彰の有無	○		○		○			
	同種工事の施工経験（2件）	○		○		○			
	許可業種工事成績評定点（1件）	○		○		○			
	継続教育（CPD等）の単位取得数	○		○		○			
	若手技術者の追加配置	○		○		○			
小計			5点		10点		10点		10点
合計			11点		22点		32点		37点

注）上の型式毎の評価項目と評価の型式毎の技術評価点は、土木一式工事について例示したものであり、工種、条件等により項目が加除されますので、必ず入札公告に添付してある「評価に関する基準（様式10）」を確認してください。

○施工体制の評価項目

評価項目	評価基準	配点	満点
品質確保の実行性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。	15	15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。	15	15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。	5	
	その他	0	

○型式毎の技術評価点内訳（土木一式工事の場合）

簡易型Ⅰ：技術評価点（130点）＝標準点（89点）＋加算点（11点）＋施工体制評価点（30点）

簡易型Ⅱ：技術評価点（130点）＝標準点（78点）＋加算点（22点）＋施工体制評価点（30点）

基本型Ⅰ：技術評価点（130点）＝標準点（68点）＋加算点（32点）＋施工体制評価点（30点）

基本型Ⅱ：技術評価点（130点）＝標準点（63点）＋加算点（37点）＋施工体制評価点（30点）

（2）令和2年度災害関連等工事型（S型）

令和2年度発生災害に係る復旧を目的とした工事とこれらに係る関連工事の「土木一式工事」については、迅速な復旧・復興に資するべく県内全域での広域的な取組を促進するとともに、工事の品質確保を図りつつ、入札の競争性を高めるため、地域精通度及び地域貢献度を設定しない型式を適用します。

また、予定価格7千万円以上3億円未満の土木一式工事（混合入札対象工事）については、復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復興JV」という。）による応札者への加点項目を設定します。

項目	評価項目	簡易型Ⅱ－S				
		予定価格 7千万円以上 3億円未満		予定価格 3億円以上 5億円未満		
		設定	配点	設定	配点	
企業評価	企業実績等	同種工事の施工実績（2件）	○	3.0点	○	3.0点
		許可業種の工事成績評定点の平均点	○		○	
	入札参加形態・ 受注状況等	復興JVによる入札参加の有無 （予定価格3億円未満の混合入札対象工事のみ設定）	○	5.0点	—	
		令和2年度災害関連等工事の受注件数	○	3.0点	○	3.0点
小計			11点		6点	
配置予定 技術者評価	配置予定技術者の資格	○	6.0点	○	6.0点	
	同種工事の施工経験（2件）	○		○		
	許可業種の工事成績評定点（1件）	○		○		
小計			6点		6点	
合計			17点		12点	

○型式毎の技術評価点内訳

・ 予定価格 7千万円以上3億円未満

簡易型Ⅱ－S：技術評価点（130点）＝標準点（83点）＋加算点（17点）＋施工体制評価点（30点）

・ 予定価格 3億円以上5億円未満

簡易型Ⅱ－S：技術評価点（130点）＝標準点（88点）＋加算点（12点）＋施工体制評価点（30点）

2-4 評価基準

(1) 施工計画

企業の技術的能力や発注工事内容の理解度を評価するもので、発注者が、工事内容を勘案して以下の3つの視点の中から選択し、基本型Ⅰでは4項目を設定しA～Eの5段階、基本型Ⅱでは6項目を設定しA～Gの7段階で評価します。

発注者が求めている施工計画課題の意図を入札参加者が把握できるよう評価項目を設定し、入札公告で明示します。

入札公告に示した評価項目について、施工上の工夫により、設計図書（共通仕様書、特記仕様書等を含む）に示す標準案よりも工事の品質向上が見込める具体的な提案を評価します。

1) 品質確保（向上）に関する技術的視点

本工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、施工方法等に関して品質確保（向上）に資する工夫の評価項目を設定します。

2) 安全確保（向上）に関する技術的視点

本工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、施工上の安全確保（向上）に資する工夫の評価項目を設定します。

3) 施工上の課題及び配慮すべき事項に関する技術的視点

本工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、施工上の課題への対応及び配慮事項に関する工夫の評価項目を設定します。

- ・基本型Ⅰは、評価項目として4項目、基本型Ⅱは、6項目を設定します。ただし、1)～3)の視点を選択（1つの視点でも可）し、組み合わせて設定することもあります。
- ・各項目に対して複数の提案ができますが、複数の評価対象となる提案が提出されていても、1項目における評価は変わりません。なお、1提案を『手法』と『効果』に分けて記載します。

【評価しない事例】

- ・設計図書に違反する記載がある項目。
- ・入札公告に示した各項目と提案内容（手法と効果）が一致しない場合や手法、効果の記載がない場合。
- ・手法について、使用する箇所（範囲）、規模（延長等）、材料、規格、期間（頻度）などの具体的な記載がない場合。
- ・記載内容について、あいまいな表現は、評価しない。（例：「適宜」、「協議により」、「できるだけ」、「極力」、「随時」、「努める」、「配慮する」、「検討する」、「原則」などは、実施が不明確であいまいな表現のため評価しない。）
- ・枚数超過、文字数超過、図や絵等を挿入した場合。（この場合は、0点と評価します。）
- ・一つの項目について、複数の提案を記載し、設計図書（共通仕様書、特記仕様書等を含む）に示す標準案よりも工事の品質低下が懸念される提案が1つでもある場合。
- ・一つの提案内容で複数の項目について効果がある場合もあるが、複数項目で提案内容が重複する場合、一つの項目のみの評価とする。

【基本型Ⅰの場合】

評価基準		配点
A評価	施工計画の①～④の項目に対して、4項目を評価した場合	10.0
B評価	施工計画の①～④の項目に対して、3項目を評価した場合	7.5
C評価	施工計画の①～④の項目に対して、2項目を評価した場合	5.0
D評価	施工計画の①～④の項目に対して、1項目を評価した場合	2.5
E評価	評価した項目がない場合や文字数超過、様式違い、課題の取り違い	0.0

【基本型Ⅱの場合】

評価基準		配点
A評価	施工計画の①～⑥の項目に対して、6項目を評価した場合	15.0
B評価	施工計画の①～⑥の項目に対して、5項目を評価した場合	12.5
C評価	施工計画の①～⑥の項目に対して、4項目を評価した場合	10.0
D評価	施工計画の①～⑥の項目に対して、3項目を評価した場合	7.5
E評価	施工計画の①～⑥の項目に対して、2項目を評価した場合	5.0
F評価	施工計画の①～⑥の項目に対して、1項目を評価した場合	2.5
G評価	評価した項目がない場合や文字数超過、様式違い、課題の取り違い	0.0

施工計画書の様式(基本型Ⅰの例)

(別記様式第6)

(用紙A4)

施 工 計 画 書

工事名

会社名

項目	手法・効果	各項目(①～④)に対して、1つの具体的な技術的提案を記入
①	手法	記入例) 〇〇〇の施工時は、〇〇〇対策を実施。 個所:〇〇〇、材料:〇〇〇、期間:〇〇後〇〇日間以上
	効果	〇〇〇〇〇〇工の△△△△を防止し、□□□□□□□することで、〇〇〇〇〇〇の△△△△を防ぐことができる。
②	手法	記入例) 〇〇〇に指定されている〇〇～〇〇区間に△△△△△△△付きの□□□□□を設置。 規模:L=〇〇m、W=〇m、期間:〇〇～〇〇
	効果	〇〇〇〇〇〇時の危険防止のため、△△△△設置することで、〇〇〇〇〇〇の安全性が向上する。
③	手法	記入例) 〇〇〇〇使用時は、△△△△△△△を設置。 規格:〇〇〇〇型〇〇〇〇、期間:〇〇〇〇工施工
	効果	〇〇〇〇工施工時は、〇〇と△△△△が△△する恐れがあるため、事故防止を図るため、△△△△を設置し、□□□□の安全性が向上する。
④	手法	記入例) 〇〇〇〇への□□□□防止のため、△△△△△△△△を設置。 個所:〇〇〇〇、規格:〇〇〇〇m ³ 1基、期間:〇〇～〇〇
	効果	〇〇〇〇を△△△△△内から〇〇することで、□□□□を□□□□以下に抑えることができる。

着色部には、各項目①～④に対して、1つの具体的な技術的提案を手法と効果に分けて簡潔に記入すること。

合計文字数	429字
-------	------

注意事項:

- ・評価の対象となる提案は、『施工上の工夫等により、設計図書(共通仕様書、特記仕様書等を含む)に示す標準案よりも工事の品質向上が見込める具体的な提案』とする
- ・枚数はA4判1枚とする。文字のポイントは12を使用
- ・提案内容は記号・句読点・スペース・改行等を全て含めて500字以内とする。半角・全角を問わず1字を1文字としてカウントする。
- ・セル内の内容が全て印刷(表示)できるように、必要に応じてセルの高さを調整してもよい。(印刷されたもので評価を行う。印刷(表示)されていない部分は評価しない)
- ・設計図書に違反する記載がある項目は評価しない。
- ・入札公告に示した各項目と提案内容が一致しない時は、評価しない。
- ・空白個所に図、表、写真等を添付してはならない。

(記載方法1)

- ・表を「右クリック」し、「ワークシート オブジェクト(0)」→「開く」をクリックするとExcel形式で表示されます。
- ・セルに提案を記載した後、右上の「×」の閉じるボタンでエクセルを終了させてください。

(記載方法2)

- ・表を「ダブルクリック」すると、Excel形式で表示されます。
- ・セルに提案を記載し、カーソルを「項目」に戻したうえで、Excelのシートをクリックしてください。

(2) 企業の評価

① 同種工事の施工実績

【評価の対象となる発注機関】

- ・国、熊本県又は熊本県内市町村とします。
- ・国には、土木関係工事では、独立行政法人又は日本下水道事業団を含みます。また、建築関係工事では、独立行政法人又は国立大学法人を含みます。
- ・熊本県には、熊本県が出資する団体等は含まれません。
- ・熊本県内市町村とは、普通地方公共団体及び特別地方公共団体（一部事務組合又は広域連合）とします。（土地改良区や土地区画整理組合、各市町村が出資する団体等は対象外とします。）

【提出資料】

- ・一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム」（以下「CORINS」という。）の「竣工時登録内容確認書（工事カルテを含む）」の写し。
- ・最終の契約書、最終の設計図書（図面、数量表等）の写し。《建築物にあつては建築基準法に基づく検査済証の写し》（CORINSに竣工時登録を行っていない場合や、CORINS資料のみでは「評価に関する基準」に示した同種工事の内容確認が出来ない場合は提出）
- ・建設工事共同企業体協定書の写し（建設工事共同企業体の構成員としての実績を申請する場合、CORINS資料のみでは出資比率の確認が出来ない場合は提出）
- ・当該年度工事については、CORINSの竣工時登録が完了していない場合は、工事完了通知書などの工事が完了していることが確認できる資料の写し。

【評価方法】

- ・平成24年度（2012年度）から入札公告日までに元請として完成した入札公告で示した同種工事の実績を評価します。
- ・応札者が提出した資料のみに基づいて評価します。（提出した資料のみで、確認できない場合は評価しません。）
- ・評価する工事件数は、2件までとします。
- ・3件以上工事実績が提出された場合は、得点が低い2件で評価します。
- ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限ります。
- ・当該年度の工事は、技術申請書提出日において、竣工検査（国においては、完成検査）及び工事目的物の引き渡しが完了している工事とします。
- ・合併特例措置（平成17年4月1日熊本県告示第380号）により、「“その他の営業所”の資格で入札に参加した企業」の施工実績は、「消滅会社」の施工実績のみが評価対象です。
- ・市町村においては、CORINSへの登録義務がない市町村も多数あることから、同種工事の実績が確実に確認できる資料を提出してください。

② 同一許可業種の工事成績評定点の平均点

【評価方法】

- ・入札公告で示した同一許可業種^{※1}における熊本県発注工事^{※2}の工事成績評定点の平均点数を評価します。
 - ※1：建設業法第二条第一項の別表第一（上欄）に掲げられた建設工事の種類とします。
 - ※2：熊本県土木部、農林水産部、教育庁施設課、企業局及び県警本部が発注した工事
ただし、「とび・土工・コンクリート工事」にあつては、同一許可業種ではなく、「発注工種」とし以下の括りにより、平均点を算出します。

「とび・土工・コンクリート工事」の平均点の算定方法

発注工種	
①法面処理工事	法面処理工事の平均点で評価
②交通安全施設工事	交通安全施設工事の平均点で評価
③橋梁補修工事	橋梁補修工事の平均点で評価
④その他	とび・土工・コンクリート工事の平均点で評価

- 対象工事の中に合冊入札による工事（以下「合冊工事」という。）がある場合には、次のように処理します。
 - 合冊工事をまとめた平均点数を1件の工事の評定点とし、その後に残る工事と併せて平均点数を算定します。（イメージ①参照）
 - 複数工種の合冊工事の場合には、該当工種だけで平均点数を1件の工事の評定点とし、その後に残る工事と併せて平均点数を算定します。（イメージ②参照）
 - 合冊工事の中に対象期間内に竣工していない工事がある場合には、合冊工事全てを平均点数の対象外とします。（イメージ③参照）
- 合併特例措置（平成17年4月1日熊本県告示第380号）により、「“その他の営業所”の資格で入札に参加した企業」の工事成績評定点は、“消滅会社”の工事成績のみが評価対象です。

○イメージ①

	合冊					
	土木1	土木2	土木3	土木4	土木5	土木6
	85点	78点	66点	80点	75点	87点
計算1	$(85 + 78 + 66) \div 3$ <u>76点</u> (76.33)					
計算2	$(76 + 80 + 75 + 87) \div 4$ <u>80点</u> (79.50)					

○イメージ②

	合冊			土木4	土木5	土木6
	土木1	土木2	舗装3			
	85点	78点	66点			
計算1	$(85 + 78) \div 2$ <u>82点</u> (81.50)					
計算2	$(82 + 80 + 75 + 88) \div 4$ <u>81点</u> (81.25)					

○イメージ③

	合冊					
	土木1	土木2	土木3	土木4	土木5	土木6
	85点	78点	66点	80点	75点	88点
計算1						
計算2	$(80 + 75 + 88) \div 3$ <u>81点</u> (81.00)					

○「比例配分」による配点

(基本型・簡易型Ⅱの場合)

工事成績評定点	配点
83点以上	3.00点
82点	2.70点
81点	2.40点
80点	2.10点
79点	1.80点
78点	1.50点
77点	1.20点
76点	0.90点
75点	0.60点
74点	0.30点
73点以下	0.00点

※企業の工事成績の平均は少数第1位を四捨五入して整数止めとします。
 ※配点は
 【満点×(評定点-73)÷10】
 により計算し、少数第3位を四捨五入にして少数2位止めとします。
 ※簡易型Ⅰの場合は各々の半点評価

(令和2年度災害関連等工事型の場合)

工事成績評定点	配点
83点以上	2.00点
82点	1.80点
81点	1.60点
80点	1.40点
79点	1.20点
78点	1.00点
77点	0.80点
76点	0.60点
75点	0.40点
74点	0.20点
73点以下	0.00点

※企業の工事成績の平均は少数第1位を四捨五入して整数止めとします。
 ※配点は
 【満点×(評定点-73)÷10】
 により計算し、少数第3位を四捨五入にして少数2位止めとします。

③ 優良工事等表彰の有無

【提出資料】

- ・優良工事等表彰を受賞した企業名が記載された表彰状の写し。
- ・優良工事等を受賞した工事のCORINSの「竣工時登録内容確認書（工事カルテ含む）」の写し。
ただし、CORINSの「竣工時登録内容確認書（工事カルテ含む）」が無い場合は、入札公告文など受賞した建設工事の種類（許可業種）が確認できる資料の写し。

【評価方法】

- ・国（国土交通省、農林水産省）又は、熊本県の発注工事における企業が受賞した優良工事等表彰の実績を評価します。
- ・「優良工事等表彰」の対象は「優良工事等表彰の評価対象一覧表」のとおりです。
- ・入札参加者が提出した資料のみに基づいて評価します。（提出した資料のみで、確認できない場合は評価しません。）
- ・当該工事と同種又は異種の優良工事等表彰の実績を評価します。
- ・同種・異種は、土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事、しゅんせつ工事等の許可業種で区分します。（建設業法第二条第一項の別表第一（上欄）に掲げられた建設工事の種類毎とします。）
- ・社団法人日本治山治水協会及び日本林道協会が主催する治山・林道コンクールについて、農林水産大臣賞と林野庁長官賞は農林水産省の表彰に該当します。
- ・熊本県土木部建築住宅局優良工事表彰は、入札公告で示した同種の優良工事表彰のみを対象とします。
なお、熊本県土木部建築住宅局優良表彰は、評価基準（自己採点表）の項目に「当該工事と同種の建築住宅局優良工事表彰の実績」の記載がある工事のみ評価対象とします。
- ・優良工事等表彰の実績が複数ある場合は、配点が高い方を採用します。
例えば、熊本県優良工事表彰と熊本県農村振興技術連盟表彰の2つを受賞している場合、得点は前者の1.0点とします。
- ・合併特例措置（平成17年4月1日熊本県告示第380号）により、「“その他の営業所”の資格で入札に参加した企業」の優良工事表彰は、“消滅会社”の表彰のみが評価対象です。
- ・評価対象期間は、平成29年度（2017年度）表彰以降から入札公告日までの表彰とします。
- ・森林管理局長名の表彰は、評価対象外です。
- ・国土交通省の河川国道事務所長名の表彰は、評価対象外です。
- ・各広域本部（地域振興局）土木部長名の表彰は、評価対象外です。
- ・建設工事共同企業体の構成員の場合は、出資比率20%以上の企業に限ります。

優良工事等表彰の評価対象一覧表

名 称	表 彰 者	配 点	評 価 対 象
国土交通省の優良工事表彰等	国土交通大臣	1.0点 (0.50)	平成29年度 (2017年度) 以降
国土交通省地方整備局長表彰	地方整備局長		
農林水産大臣表彰	農林水産大臣		
農林水産省農村振興局長表彰	農村振興局長		
農林水産省地方農政局長表彰	地方農政局長		
林野庁長官表彰	林野庁長官		
水産庁長官表彰	水産庁長官		
熊本県優良工事等表彰	熊本県知事	0.5点	
熊本県建築住宅局優良工事表彰	熊本県建築住宅局長	0.5点 (0.25)	
熊本県農村振興技術連盟表彰	委員長		
熊本県治山林道協会表彰	協会長		

備考：「国土交通省の優良工事表彰等」の対象は、1）優良施工業者（工事部門）表彰、2）安全施工業者表彰
3）災害復旧等功労業者（工事部門）表彰、4）優良工事における下請業者表彰
配点欄の（ ）内書きは、異種工事の場合です。

④ 地域精通度

【提出資料】

- ・ 県外企業対象工事等で建設業法第3条に規定する営業所（従たる営業所を含む）の所在地を地域精通度として設定する場合は、以下の資料^{*}で確認します。（主たる営業所の所在地を設定する場合は不要。）

※当工事の入札公告日において、有効な建設業許可に係る許可申請書の別表又は別紙二の写し。ただし、許可を受けた後に所在地や営業所の業種に変更があった場合は、当該変更届出書の写し。（別表又は第二面を含む。）

【評価方法】

- ・ 入札公告で示した地域精通度を評価します。
- ・ 合併特例措置（平成17年4月1日熊本県告示第380号）により、「“その他の営業所”の資格で入札に参加した企業」の地域精通度は、「“その他の営業所”」を「“主たる営業所”」とみなして評価します。
- ・ 県外企業対象工事等で建設業法第3条に規定する営業所（従たる営業所を含む）の所在地を地域精通度として設定する場合は、当該営業所を証するために入札参加者が提出した資料のみに基づいて評価します。（提出した資料のみで、確認できない場合は評価しません。）

⑤ 地域貢献度

【評価方法】

- ・ 入札公告で示した項目について、地域貢献の有無を評価します。

【主な項目】

- (1) 災害支援活動の実績
 - (2) 家畜防疫基本協定の実績
 - (3) 家畜防疫支援活動の実績
 - (4) 工場又は事業所（県内在住の正社員20人以上）の有無
 - (5) 主要資材の県産材使用
 - (6) 県内企業への下請け又は自社施工
 - (7) 地域貢献活動（「施策推進活動」又は「社会貢献活動」）
- ・ 「(1) 災害支援活動実績の有無」、「(2) 家畜防疫支援活動の実績」、「(3) 家畜防疫基本協定の締結」は、各々独立配点（1点）として評価します。
 - ・ 応札者が提出した資料に基づいて評価します。（提出した資料のみで確認できない場合は評価しません。）

- (1) **災害支援活動の実績**とは次のとおりです。

令和2年（2020年）4月1日から入札公告日までに国、県又は県内市町村等^{※1}の農林水産業施設管理者の要請により実施した農林水産業施設の災害支援（応急）活動。

※1：県内市町村等とは、県内市町村、土地改良区、森林組合、漁協及び法人組織の農林業団体とします。

【提出資料】

- ・ 国、県又は県内市町村等の要請に基づき活動した旨を証明する活動証明書^{※1}の写し。

※1：要請者が発行する証明書がある場合にのみ評価します。

【評価方法】

- ・ 発注工事（工事箇所）を管轄する各地域振興局（熊本農政事務所を含む）（以下「各地域振興局長等」という）管内での活動実績を評価対象とします。

- ・合併特例措置（平成17年4月1日熊本県告示第380号）により、「“その他の営業所”」の資格で入札に参加した企業」の災害応急活動は、「“存続会社”」及び「“消滅会社”」の双方の実績を評価対象とします。ただし、この場合も当該地域振興局等管内の実績のみを評価します。
- ・入札参加者が提出した資料に基づいて評価します。（提出した資料のみで確認できない場合は評価しません。）

(2) **家畜防疫基本協定の締結**とは次のとおりです。

「悪性家畜伝染病」発生に備えて、県（各地域振興局長等）と建設業協会（各支部）が締結した協定。

【提出資料】

- ・発注工事（工事箇所）を管轄する地域振興局長等と締結した協定書の写し。
- ・協定書に関係する者と判断できる最新の名簿の写し。

【評価方法】

- ・県（各地域振興局長等）と建設業協会（各支部）の協定締結を評価対象とします。

【留意事項】

- ・合併特例措置（平成17年4月1日熊本県告示第380号）により、「“その他の営業所”」の資格で入札に参加した企業」は、「“存続会社”」の協定締結を評価対象とします。
- ・入札参加者が提出した資料に基づいて評価します。（提出した資料のみで確認できない場合は評価しません。）

(3) **家畜防疫支援活動の実績**とは次のとおりです。

「悪性家畜伝染病」が発生した場合の過去2年間（令和2年（2020年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日の間）の支援活動（**防疫演習活動を含む**）

【提出資料】

- ・発注工事（工事箇所）を管轄する地域振興局長等が発行する家畜防疫活動証明書の写し。

【評価方法】

- ・発注工事（工事箇所）を管轄する各地域振興局等管内での活動実績を評価対象とします。

【留意事項】

- ・合併特例措置（平成17年4月1日熊本県告示第380号）により「“その他の営業所”」の資格で入札に参加した企業」の家畜防疫支援活動は「“存続会社”」及び「“消滅会社”」の双方の実績を評価対象とします。
- ・入札参加者が提出した資料に基づいて評価します。（提出した資料のみで確認できない場合は評価しません。）

※（2）家畜防疫基本協定の締結（3）家畜防疫支援活動の実績は、いずれか一つに該当すれば評価します。

(4) **工場又は事業所（雇用する正社員の従業員が20人以上のもの）の有無**とは次のとおりです。

当該工事の入札公告日における、熊本県内の工場又は事業所（雇用する正社員の従業員が20人以上のもの）の有無

【提出資料】

- ・工場又は事業所の所在地が確認できる資料

【評価方法】

- ・当該工事の入札公告日において、熊本県内に工場又は事業所（雇用する正社員の従業員が20人以上のもの）を有している場合に評価します。

【留意事項】

- ・工場とは、日本標準産業分類の製造業に分類される事業所とします。
- ・事業所とは、日本標準産業分類における事業所とします。
- ・正社員の従業員が20人以上については、竣工検査時に確認しますので、確認が可能な資料を持参してください。

【日本標準産業分類の製造業に分類される事業所の定義】

1 「E 製造業」には、有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新たな製品を製造し、これを卸売する事業所が分類される。製造業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

(1) 新たな製品の製造加工を行う事業所であること

したがって、単に製品を選別するとか、包装の作業を行う事業所は製造業とはしない。

なお、完成された部分品を組み立てるだけの作業（組立作業）を行う事業所は製造業に分類される。

ただし、土地に定着する工作物については、組立作業であっても製造業としない。また、修理と呼ばれる行為のなかには、製造行為とみなされるものがあり、そのような事業所は製造業に分類される。

すなわち、船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造（自家用を除く）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホール並びに金属工作機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行う事業所である。

(2) 新たな製品を主として卸売する事業所であること。

ここでいう卸売とは次の業務をいう。

(ア) 卸売業者又は小売業者に販売すること

(イ) 産業用使用者（工場、鉱業所、建設業者、法人組織の農林水産業者、各種会社、官公庁、学校、病院、ホテルなど）に大量又は多額に製品を販売すること

(ウ) 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわら）など）を販売すること

(エ) 同一企業に属する他の事業所（同一企業の他の工場、販売所など）に製品を引き渡すこと

(オ) 自ら製造したものを店舗によらず個人へ販売すること

上記（1）及び（2）の条件を備えた事業所が製造業となる。したがって、いわゆる製造小売業は製造業としない。

2 この産業分類における事業所とは、経済活動の場所的単位であって原則として次の要件を備えているものをいう。

(1) 経済活動が単一の経営主体のもとにおいて一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。

(2) 財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。

すなわち、事業所とは、一般に工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家などと呼ばれるものである。

この場合、一構内における経済活動が、単一の経営主体によるものであれば原則として一事業所とし、一構内にあっても経営主体が異なれば経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一事業所とする。

なお、一区画であるかどうか明らかでない場合は、売上台帳、賃金台帳など経営諸帳簿が同一である範囲を一区画とし一事業所とする。

また、近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合は、それぞれ別の事業所とするのが原則であるが、それらの経営諸帳簿が同一で、分離できない場合には、一区画とみなして一事業所とすることがある。

(5) **主要資材の県産資材使用**とは次のとおりです。

- ・入札公告において指定された主要資材について、全て県産資材を使用する場合に評価します。
- ・県産資材（木材を除く）とは、工事現場に最終製品として搬入される建設資材・製品を対象とし、県内の事業所及び工場等で産出、生産若しくは製造されたもの、又は、県内に登記上の本社を有する企業・組合等の建設資材・製品とします。
- ・県産資材のうち、木材については、「原則として、県内で生産された素材（スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹及びシイ、カシ、クス等の広葉樹）を県内の製材所が加工した木材製品とする。ただし、県内で生産されたことが確認できない素材の場合、県内の素材市場で取り扱われたものについては、県内で生産されたものとみなす。また、県内で生産された素材を県外で構造用集成材としたものについては、県産材とみなす。」とします。
- ・なお、これにより難しい場合は、それぞれの工事において、入札公告の中で明示します。

【確認資料】

- ・施工中及び竣工時に納品書・領収書等により確認します。

(6) **県内企業への下請又は自社施工**とは次のとおりです。

- ・県内企業が、熊本県公共工事請負契約約款第7条の規定に基づく1次下請けを全て県内企業と契約若しくは、全て自社で施工する場合に評価します。
- ・県内企業が参加対象の「土木一式工事」は、1次下請けについて全て県内企業と契約し、かつ当該工事を管轄する地域振興局等の管内に主たる営業所を有する土木一式工事のB等級又はC等級企業への1社以上の1次下請けを行う場合に評価します。
- ・県外企業の場合は、熊本県公共工事請負契約約款第7条の規定に基づく1次下請けを全て県内企業と契約する場合に評価します。
- ・県内企業とは、主たる営業所を県内に有する建設企業とします。

【確認資料】

- ・施工中及び竣工時に下請け報告書等により確認します。

(7) **地域貢献活動（「施策推進活動」又は「社会貢献活動」）**とは次のとおりです。

- ・地域貢献活動とは、農林水産部が所管する事業が対象とする農地・林地・海岸及び農林水産業用施設等の地域資源や農山漁村の環境を保全する活動に、会社として参加した「施策推進活動」や「社会貢献活動」。（別表「農林水産部地域貢献評価一覧表」に記載された「施策推進活動」又は「社会貢献活動」（入札公告毎に設定））
- ・「施策推進活動」とは、会社が主体的に参加できる制度があり、その制度に基づき取り組んだ活動。例えば、「耕作放棄地再生利用緊急対策実施要項」あるいは「耕作放棄地解消緊急対策事業」の助成対象活動の場合、前者は農林水産省、後者は熊本県による耕作放棄対策の助成制度を表しています。
- ・「社会貢献活動」とは、制度化されていない、一般的に「ボランティア活動」と呼ばれる活動。
なお、建設業産業団体連合会加盟団体が主催して行った活動も社会貢献活動として評価される活動にあたる場合があります。

【提出資料】

- 別表「農林水産部地域貢献評価一覧表」に記載された活動毎に定められた資料。

【評価方法】

- ・別紙「農林水産部地域貢献評価一覧表」により評価します。
- ・評価する活動は、会社として過去2年間継続した活動、かつ活動内容（地域貢献一覧表の活動名）が同じものとし、令和2年度（2020年度）と令和3年度（2021年度）のそれぞれの年度に年1回以上の活動実績の有無を評価します。

なお、令和元年度に活動実績があり、主催者が新型コロナウイルス蔓延防止のため、令和2年度、あるいは令和2年度及び令和3年度に活動を開催しなかったことを証明した場合は、令和2年度及び令和3年度に継続した活動実績がなくても特例として2年間継続して活動したものとみなします。

また、令和2年度に活動実績があり、主催者が新型コロナウイルス蔓延防止のため、令和3年度に活動を開催しなかったことを証明した場合も、令和3年度の活動実績がなくても特例として2年間継続して活動したものとみなします。

※この特例措置は令和4年度までとします。

- ・対象区域は、県内一円ですが、活動は同一地域振興局等管内における実績を評価します。
- ・活動エリアを流域で評価している活動では、地域振興局等をまたがった活動実績も評価の対象とします。
- ・団体の活動：各建設産業団体連合会加盟団体が主催して行った社会貢献活動の実績は、企業が単独で行っている活動と区別して評価します。

【留意事項】

- ・合併特例措置（平成17年4月1日熊本県告示第380号）により、「“その他の営業所”の資格で入札に参加した企業」の地域貢献活動は、“存続会社”及び“消滅会社”の双方の実績を評価対象とします。
- ・入札参加者が提出した資料のみに基づいて評価します。（提出した資料のみで確認できない場合は評価しません。）

令和4年度(2022年度) 農林水産部地域貢献評価一覧表

	地域貢献活動			評価対象の要件	評価の判定基準	必須提出物	備考	
	項目	活動No.	活動名					
施策推進活動	「熊本県の農林水産業施策に関する活動」	1	・「耕作放棄地再生利用緊急対策実施要項」あるいは「耕作放棄地解消緊急対策事業」の助成対象活動	会社が「①取組主体もしくは「②取組主体の構成員」であること。	・過去2年間、会社が地域の活動組織に参加していること。	①「取組主体」が助成金を交付されていることが確認できるもの ②会社が「取組主体あるいは「取組主体の構成員」であることが確認できるもの		
		2	・「農地維持支払、資源向上支払の助成対象活動	会社が活動組織の構成員であること。	・過去2年間会社が地域の活動組織に参加していること。	①会社が構成員であることが証明できるもの。規約(構成員名簿を含む。)		
		3	・「熊本県水とみどりの森づくり税事業」の助成対象活動	会社が活動組織の構成員であること。	・過去2年間、会社が地域の活動組織に参加していること。	①会社が「活動組織の構成員」であることが確認できるもの	「水とみどりの森づくり推進事業」の「団体等による森づくり」等	
社会貢献活動	「中山間地域の多面的機能の発揮に係る社会貢献活動」	4	・「中山間地域直接支払制度」の交付金交付対象活動	中山間地域の集落協定に位置付けられた活動を、集落との協定に基づき支援すること。	・過去2年間、会社が地域の活動組織と協定を締結し活動していること。	①集落との協定書の写し ②協定を締結した代表者の活動証明書 ③地域貢献活動区域の地図		
	「森林の多面的機能の発揮に係る社会貢献活動」	5	森林整備活動(植林・下刈・間伐・枝打)	地方自治体や県内のボランティア団体等が主催する活動	・過去2年間、会社と協定を締結し活動していること。	活動No.5,7の場合 ①「活動への参加」に係る主催者の証明書 ②ボランティア活動の概要(主催者、目的、内容等)が分かるもの 例:企画書、参加者募集のちらし等 ③地域貢献活動区域の地図 ④活動日の作業日報の写し ⑤活動の状況写真		
		6	森林整備活動(植林・下刈・間伐・枝打)	地方自治体または施設管理者との協定に基づく活動であること。	・過去2年間、会社が地域の活動組織と協定を締結し活動していること。			
	「漁港、漁場及び海岸の保全に係る美化・保全活動」	7	・漁港や漁場(内水面を含む。)、及び海岸(農地海岸、漁港海岸)の美化・保全活動(流木処理、ゴミ拾い等)	地方自治体や県内のボランティア団体等が主催する活動	・過去2年間、会社と協定を締結し活動していること。	活動No.6,8の場合 ①地方自治体または施設管理者との協定書の写し ②活動証明書 ③地域貢献活動区域の地図	「漁港」とは、漁港漁場整備法に基づく第1種～第3種漁港で、県または市町村が管理するものを指す。	
		8	・漁港や漁場(内水面を含む。)、及び海岸(農地海岸、漁港海岸)の美化・保全活動(流木処理、ゴミ拾い等)	地方自治体または施設管理者との協定に基づく活動であること。	・過去2年間、会社が地域の活動組織と協定を締結し活動していること。			
	「施設管理者との協定に基づく農道、林道、保安林管理道の美化・保全活動」	9	・「農道」の美化・保全活動(清掃、除草等)	地方自治体または施設管理者との管理委託協定に基づく活動であること。	・過去2年間、施設管理者と協定書を交わし活動していること。	活動No.9,10,11の場合 ①地方自治体または施設管理者との協定書の写し ②活動証明書 ③地域貢献活動区域の地図	「農道」は、原則として農道台帳が整備されている農道を評価対象とする。 ・「生活環境保全保安林整備事業等」治山事業で開設した管理道の美化・保全活動には、歩道も含む。	
		10	・「林道」の美化・保全活動(清掃、除草等)	〃	〃			
		11	・「生活環境保全保安林整備事業等」治山事業で開設した管理道の美化・保全活動(清掃、除草等)	〃	〃			
	「特別枠」	上記以外に、農政事務所、地域振興局として評価すべき活動がある場合に独自に設定。					・上記を参考に、農政事務所、地域振興局が設定。	
		(設定例) ・阿蘇の野焼き支援ボランティア			会社が、活動組織の構成員であること。	・過去2年間に延べ4人以上の社員が参加していること		①「活動組織の構成員」であることが確認できるもの ②「活動への参加」に係る活動組織の証明書
	その他	○評価方法について ・「地域貢献活動」は、会社として過去2年間継続して参加 ^{※1} した活動実績を評価する。 (※1)会社として過去2年間継続して参加、「複数の社員」が「会社の一員として」令和2年度(2020年度)と令和3年度(2021年度)それぞれに年1回以上の活動に参加すること。 ・活動No.5, No.7について、令和元年度に活動実績があり、主催者が新型コロナウイルス蔓延防止のため、令和2年度、あるいは令和2年度及び令和3年度に活動を開催しなかったことを証明した場合は、令和2年度及び令和3年度に継続した活動実績がなくても特例として2年間継続して活動したものとみなす。また、令和2年度に活動実績があり、主催者が新型コロナウイルス蔓延防止のため、令和3年度に活動を開催しなかったことを証明した場合も、令和3年度の活動実績がなくても特例として2年間継続して活動したものとみなす。なお、この特例措置は令和4年度までとする。 ・評価の有無は各活動ごとに行い、「活動の証明書」及び「補足資料」により判定する。 ・評価される活動が1つでもあれば、地域貢献活動の実績有とする。						
○「評価する活動の対象区域」について ・「評価する活動の対象区域」は熊本県内とする。								
○提出物について ・施策推進活動における「会社が取組主体あるいは構成員であることが証明、確認できるもの(規約、名簿等)」は、各年度が確認できるものを提出すること。 ・証明書は、活動内容、証明日、証明者名の記載と証明者の押印があるものを提出すること。(写し可) ・必須提出物の提出がない場合や、提出物が不足する場合は評価しない。 ・必須提出物以外に、活動の実績を確認するための「補足資料」があれば、併せて提出すること。 例)「ボランティア団体発行のスタンプカード」、「参加申込書(インターネットの申込み画面を印刷したものやFAX等の写し等を含む)」、「新聞、第三者発行の広報誌等に掲載された場合、 ・団体の活動:各建設産業団体連合会加盟団体が発行する活動証明書及び活動内容が分かる新聞記事等の写しを提出すること。 ・必須提出物は、項目ごとに別葉で提出すること。								
○「活動区域の地図」について 「地方自治体または施設管理者との協定に基づく漁港、漁場及び海岸の保全に係る美化・保全活動」や「施設管理者との協定に基づく農道、林道、保安林管理道の美化・保全活動」については、協定締結の延長(協定書の延長)を黒色で、実際に活動した延長(活動報告書の延長)を赤色で、旗揚げすること。 地域貢献活動区域が判別できるように、適度な縮尺の地図を用いること。 ※活動区域の地図は、年度毎に別葉で作成するものとする。								

令和4年度(2022年度) 農林水産部地域貢献活動提出書類一覧表

活 動		申 請	令和元年度(2019年度)			令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)		
NO	活 動 名		提出書類	書類の有無	備 考	提出書類	書類の有無	備 考	提出書類	書類の有無	備 考
1	「耕作放棄地再生利用緊急対策実施要項」あるいは「耕作放棄地解消緊急対策事業」の助成対象活動	有・無				助成金交付が確認できる資料	有・無		助成金交付が確認できる資料	有・無	
2	「多面的機能支払制度」の助成対象活動	有・無				規約・名簿	有・無		規約・名簿	有・無	
3	「熊本県水とみどりの森づくり税事業」の助成対象活動	有・無				規約・名簿	有・無		規約・名簿	有・無	
4	「中山間地域直接支払制度」の交付金交付対象活動	有・無				協定書の写し	有・無		協定書の写し	有・無	
						証明書	有・無		証明書	有・無	
						様式2(地図)	有・無		様式2(地図)	有・無	
5 もしくは 7	・森林整備活動 (植林・下刈・間伐・枝打) ・漁港や漁場(内水面を含む。)、及び海岸 (農地海岸、漁港海岸)の美化・保全活動 (流木処理、ゴミ拾い等)	有・無	活動の概要	有・無		活動の概要	有・無		活動の概要	有・無	
			日報の写し	有・無		日報の写し	有・無		日報の写し	有・無	
			写真	有・無		写真	有・無		写真	有・無	
			証明書	有・無		証明書	有・無		証明書	有・無	
			様式2(地図)	有・無		様式2(地図)	有・無		様式2(地図)	有・無	
6 もしくは 8	・森林整備活動 (植林・下刈・間伐・枝打) ・漁港や漁場(内水面を含む。)、及び海岸 (農地海岸、漁港海岸)の美化・保全活動 (流木処理、ゴミ拾い等)	有・無				協定書の写し	有・無		協定書の写し	有・無	
						証明書	有・無		証明書	有・無	
						様式2(地図)	有・無		様式2(地図)	有・無	
9	「農道」の美化・保全活動(清掃、除草等)	有・無				協定書の写し	有・無		協定書の写し	有・無	
						証明書	有・無		証明書	有・無	
						様式2(地図)	有・無		様式2(地図)	有・無	
10	「林道」の美化・保全活動(清掃、除草等)	有・無				協定書の写し	有・無		協定書の写し	有・無	
						証明書	有・無		証明書	有・無	
						様式2	有・無		様式2	有・無	
11	「生活環境保全保安林整備事業等治山事業で開設した管理道」の美化・保全活動(清掃、除草等)	有・無				協定書の写し	有・無		協定書の写し	有・無	
						証明書	有・無		証明書	有・無	
						様式2(地図)	有・無		様式2(地図)	有・無	

⑥ 復興JV（復旧・復興建設工事共同企業体）による入札参加

- ・令和2年度災害関連等工事における予定価格7千万円以上3億円未満（混合入札^{※1}対象）の「土木一式工事」（S型適用）に設定します。

※1：企業単体（単体有資格業者（A1））及び復興JVによる入札参加を可とします。

【提出書類】

- ・入札公告時に指定された様式（表紙の申請企業名等を確認）（評価時）

【評価方法】

- ・復興JVで入札に参加する場合に評価します。

⑦ 同一許可業種工事の受注状況

- ・県内企業が入札に参加する対象工事において、通常工事型の全ての工事（業種、型式）に設定します。
- ・応札企業が入札公告日時点において、当該年度（適用は令和4年度（2022年）6月1日以降）に元請けとして受注契約した**予定価格3,000万円以上**の入札公告で示した同一許可業種工事件数を評価（受注件数が少ない企業に加点）します。
- ・令和2年度災害関連等工事元請けとして受注契約した工事は除きます。

【評価方法】

- ・通常工事において、基本配点は、受注件数が0件の場合に1点、1件の場合に0.5点、2件以上の場合は0点となります（簡易型Iは半点評価）。ただし、令和2年度災害関連等工事元請けとして受注契約した工事は除きます。
- ・共同企業体での入札に参加する企業は、構成員数に応じて、基本配点を按分し各構成員の受注件数を評価します。
- ・共同企業体の構成員の場合は、出資比率20%以上の企業について評価します。
- ・入札公告で示した対象工事について各入札参加企業の受注件数を評価します。

⑧ 令和2年度災害関連等工事の受注状況

- ・令和2年度災害関連等工事とは、以下のとおりです。
 - (1) 令和2年発生災害復旧工事
 - (2) (1)に係る災害復旧助成事業、災害関連事業、災害関連緊急事業、激甚災害対策特別緊急事業、特定緊急砂防事業、復旧治山事業、林地荒廃防止事業及び緊急総合治山事業等、関連事業の建設工事
 - (3) (1)の災害に起因する再度災害防止に係るその他の建設工事
 - (4) 令和2年7月豪雨による影響で河川・砂防・ダム等に堆積した土砂を撤去する建設工事
- ・令和2年度災害関連等工事の受注件数については、県内企業が入札に参加する土木一式工事の全ての型式に設定します。
- ・令和2年度災害関連等工事の受注件数の評価対象工事は、熊本県土木部、農林水産部、教育庁施設課又は企業局が発注した「土木一式工事」を元請けとして受注契約した工事。
- ・令和2年度災害関連等工事の受注件数の評価対象の期間は、令和2年（2020年）4月1日から令和4年（2022年度）3月31日までに元請けとして受注契約した工事。
- ・評価対象の金額は、当初請負額が1,500万円以上、又は令和4年（2022年）3月31日までに竣工検査及び工事目的物の引き渡し完了している工事では、最終請負額が1,500万円以上の総工事件数。

【提出資料】

- ・受注時登録内容確認書（CORINS）の写し（当初請負額500万円以上の工事を申請する場合）
- ・竣工時登録内容確認書（CORINS）の写し（最終請負額500万円以上の工事を申請する場合）
- ・公共工事請負契約書（当初契約分）の写し（当初契約日を確認するために全ての工事）

【評価方法】

- ・通常工事における基本配点は、受注件数が10件以上の場合に1点、9件の場合に0.9点、8件の場合に0.8点、7件の場合に0.7点、6件の場合に0.6点、5件の場合に0.5点、4件の場合に0.4点、3件の場合に0.3点、2件の場合に0.2点、1件の場合に0.1点、0件の場合に0点となります。（簡易型Iは半点評価）
- ・共同企業体の構成員の場合は、出資比率20%以上の企業に限ります。
- ・合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事（契約単位）の当初請負額が1,500万円以上の工事を含む場合は、それぞれ当初請負額1,500万円以上の各工事（契約単位）の件数を評価対象とします。（イメージ①参照）
- ・合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事（契約単位）の当初請負額が全て1,500万円未満であっても、全ての合計額が1,500万円以上場合は、1件として評価します。（イメージ②参照）

○イメージ①

合冊する工事	当初請負額	
A工事	16,000,000	≥1,500万円
B工事	20,000,000	≥1,500万円
C工事	4,000,000	
合冊工事計	40,000,000	

※評価工事件数=2件(A工事・B工事)

○イメージ②

合冊する工事	当初請負額	
A工事	6,000,000	<1,500万円
B工事	5,000,000	<1,500万円
C工事	4,000,000	<1,500万円
合冊工事計	15,000,000	≥1,500万円

※評価工事件数=1件(合冊工事計)

- ・合冊工事についても、元請けとして竣工検査及び工事目的物の引き渡し完了している工事については、最終請負額が1,500万円以上も対象とします。（イメージ①、イメージ②では、「当初請負額」を「最終請負額」に読み替えます。）

【留意事項】

- ・評価する工事は、10件までとします。
- ・「災害」の単語がつかない工事名でも工事内容が令和2年度災害関連等工事に該当する場合は、評価の対象とします。
- ・複数の受注実績をお持ちの企業は、全て申請してください。

⑨ 登録基幹技能者の配置

当該工事の元請け又は下請けに登録基幹技能者講習修了者の資格を有する者を配置する場合に評価します。

【提出資料】

- ・登録基幹技能者講習修了証の写し（評価時、施工計画書提出時、施工中及び竣工時）

【評価方法】

- ・入札公告において、指定する種類（職種）の登録基幹技能者について、当該工事に配置する場合に評価します。

【留意事項】

- ・元請け又は下請けは問いませんが、指定する種類（職種）の登録基幹技能者は、その職種の作業時には常駐が必要となります。
- ・ここでいう登録基幹技能者とは、登録基幹技能者講習を修了した者とし、講習修了証を有する者としてとします。
- ・施工計画書提出時、施工中及び竣工時に登録基幹技能者講習修了証の写しを確認します。また、併せて竣工時には、常駐確認のため作業日報の写しについても確認します。
- ・当該工事の契約締結後において、あらかじめ提出した登録基幹技能者が変更となる場合は、監督員と協議のうえ、入札公告時において指定した種類（職種）の登録基幹技能者を配置する必要があります。ただし、やむを得ず、登録基幹技能者の配置が困難となった場合は、工事成績評定点から減点します。

(3) 配置予定技術者の評価

※複数の技術者が掲げられた場合は、対象項目の合計得点が最も低い者をもって評価します。

① 配置予定技術者の資格

【提出資料】

- ・対象資格取得を証明する合格証明書、資格、免許、登録証等の写し。（いずれか一つで可）

【評価方法】

- ・入札公告で示した指定資格取得の有無と取得後経過年数を評価します。
- ・経過年数の基準となる日は入札公告日とします。
- ・入札参加者が提出した資料のみに基づいて評価します。（提出した資料のみで、確認できない場合は評価しません）

② 配置予定技術者の専任状況（「建築一式工事」の簡易型Ⅰのみで設定）

【提出資料】

- ・共通事項書掲載様式（別記様式6-2）の「配置予定技術者専任状況」欄に「専任」の場合は「専任に「○」を記載し、「非専任」の場合は「非専任」に「○」を記載します。

【評価方法】

- ・配置予定技術者を専任で配置する場合に評価します。

③ 優良工事等表彰の有無

【提出資料】

- ・優良工事等表彰の受賞した技術者名が記載された表彰状の写し。
- ・優良工事等を受賞した工事のCORINSの「竣工時登録内容確認書」の写し（又は、県工事においては入札公告文などで受賞した工事の種類（許可業種）が確認できる資料の写し）

【評価方法】

- ・入札公告で示した技術者が受賞した優良工事等表彰の実績を評価します。
- ・「優良工事等表彰」の対象は「優良工事等表彰の評価対象一覧表」のとおりです。
- ・応募者が提出した資料のみに基づいて評価します。（提出した資料のみで確認できない場合は評価しません。）
- ・当該工事と同種又は異種の優良工事等表彰の実績を評価します。
- ・同種・異種は、土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、ほ装工事、しゅんせつ工事等の許可業種の工事種類とします。（建設業法第二条第一項の別表第一（上欄）に掲げられた建設工事の種類毎）
- ・社団法人日本治山治水協会及び日本林道協会が主催する治山・林道コンクールについて、農林水産大臣賞と林野庁長官賞は農林水産省の表彰に該当します。
- ・熊本県土木部建築住宅局優良工事表彰は、入札公告で示した同種工事の優良工事表彰のみを対象とします。
なお、熊本県土木部建築住宅局優良表彰は、評価基準（自己採点表）の項目に「当該工事と同種の建築住宅局優良工事表彰の実績」の記載がある工事のみ評価対象とします。
- ・評価する工事件数は、1件とします。
- ・2件以上優良工事等表彰が提出された場合は、配点が高い方を採用します。
例えば、熊本県優良工事等表彰と熊本県農村振興技術連盟表彰の2つを受賞している場合、得点は前者の1.0点とします。
- ・評価対象期間は、平成29年度（2017年度）表彰から入札公告日までの表彰とします。
- ・森林管理局長名の表彰は、評価対象外です。
- ・国土交通省の河川国道事務所長名の表彰は、評価対象外です。
- ・建設工事共同企業体の構成員の場合は、出資比率20%以上の企業に限ります。
- ・各広域本部（地域振興局）土木部長名の表彰は、評価対象外です。
- ・建設業法第26条第3項のただし書の規定を受ける監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）として受賞した表彰は対象外です。

優良工事等表彰の評価対象一覧表

名 称	表 彰 者	配 点	評 価 対 象
国土交通省の優良工事表彰等	国土交通大臣	1.0点 (0.50)	平成29年度 (2017年度) 以降
国土交通省地方整備局長表彰	地方整備局長		
農林水産大臣表彰	農林水産大臣		
農林水産省農村振興局長表彰	農村振興局長		
農林水産省地方農政局長表彰	地方農政局長		
林野庁長官表彰	林野庁長官		
水産庁長官表彰	水産庁長官		
熊本県優良工事等表彰	熊本県知事	0.5点	
熊本県建築住宅局優良工事表彰	熊本県建築住宅局長		
熊本県農村振興技術連盟表彰	委員長		
熊本県治山林道協会表彰	協会長	0.5点 (0.25)	

備考：「国土交通省の優良工事表彰等」の対象は、優秀現場代理人、主任（監理）技術者とする。
配点欄の（ ）書きは異種工事の配点

④ 主任（監理）技術者、または、現場代理人としての同種工事の施工経験

【評価の対象となる発注機関】

- ・国、熊本県又は熊本県内市町村とします。
- ・国には、土木関係工事では、独立行政法人又は日本下水道事業団を含みます。また、建築関係工事では、独立行政法人又は国立大学法人を含みます。
- ・熊本県には、熊本県が出資する団体等は含まれません。
- ・熊本県内市町村とは、普通地方公共団体及び特別地方公共団体（一部事務組合又は広域連合）とします。（土地改良区や土地区画整理組合、各市町村が出資する団体等は対象外とします。）

【提出資料】

- ・CORINSの「竣工時登録内容確認書（工事カルテを含む）」の写し。
- ・契約書、設計図書等の写し。《建築物にあっては建築基準法に基づく検査済証の写し》（CORINSに竣工時登録を行っていない場合や、CORINS資料のみでは「評価に関する基準」に示した同種工事の内容確認が出来ない場合は提出。）
- ・建設工事共同企業体協定書の写し（共同企業体の構成員としての実績を申請する場合で、CORINS資料のみでは出資比率の確認が出来ない場合は提出。）
- ・現場代理人、主任（監理）技術者通知書の控の写し。（CORINSに竣工時登録を行っていない場合やCORINS資料のみでは主任（監理）技術者又は現場代理人の施工経験の確認が出来ない場合は提出。）
- ・当該年度工事については、登録内容確認書及び工事しゅん工認定書などの写し。
- ・最終契約工期と従事実績が乖離している場合は、最終の実施（実績）工程表の写し。

【評価方法】

- ・入札公告で示した主任（監理）技術者又は現場代理人としての施工経験を評価します。
- ・入札参加者が提出した資料のみに基づいて評価します。（提出した資料のみで確認できない場合は評価しません。）
- ・評価する工事件数は、2件までとします。
- ・3件以上工事实績が提出された場合は、得点が低い2件で評価します。
- ・建設工事共同企業体の場合は、出資比率20%以上に限ります。
- ・当該年度の工事は、技術申請書提出日において、竣工検査（国においては、完成検査）及び工事目的物の引き渡し完了している工事とします。
- ・従前に勤務していた企業（転職等により退社した企業）での施工経験も評価対象とします。
- ・従事期間は、実工期*の2分の1を超える期間（工期が1年以上の工事にあつては、実工期*のうち6カ月を超える期間）に従事していたことを要します。
※実工期とは、契約上の工期から工事の全部中止の期間、余裕期間、実施竣工日（工事完成通知書（しゅん工届）提出日）から契約工期末日までの期間を除く期間

- ・橋梁、ポンプ、ゲート及びエレベーター等の工場製作がある工事については以下のとおりとします。（工場製作か現場施工のいずれかの主任（監理）技術者の施工経験をもって配置予定技術者とする場合。）

工場製作期間または現場施工期間のいずれかの実工期の2分の1を超える期間

（現場代理人の施工経験をもって配置予定技術者とする場合。）

契約工期全体における実工期の2分の1を超える期間

- ・評価対象工事は、平成24年（2012年）4月1日から入札公告日までに元請けとして完成した同種工事とします。
- ・市町村においては、CORINSへの登録義務がない市町村も多数あることから、同種工事の実績が確実に確認できる資料を提出してください。
- ・監理技術者補佐として従事した工事の実績は評価の対象外とします。

⑤ 主任（監理）技術者、又は現場代理人としての同一許可業種工事の施工経験における工事成績評定点（1件）

【提出資料】

- 1) 上記④の施工経験において申請した工事（のうち1件）の工事成績評定点を申請する場合
 - ・工事成績評定通知書の写し。（国又は熊本県発注工事に限る。）
- 2) 上記④の施工経験において申請した工事以外の工事成績評定点を申請する場合
 - ・CORINSの「竣工時登録内容確認書（工事カルテを含む）」の写し。
 - ・工事成績評定通知書の写し。（国又は熊本県発注工事に限る。）
 - ・契約書、設計図書等の写し。《建築物にあっては建築基準法に基づく検査済証の写し》（CORINSに竣工時登録を行っていない場合や、CORINS資料のみでは「評価に関する基準」に示した同種工事の内容確認が出来ない場合は提出）
 - ・建設工事共同企業体協定書の写し（建設共同企業体の構成員としての実績を申請する場合で、CORINS資料のみでは出資比率の確認が出来ない場合は提出）
 - ・現場代理人、主任（監理）技術者通知書の控の写し。（CORINSに竣工時登録を行っていない場合や、CORINS資料のみでは主任（監理）技術者又は現場代理人の施工経験の確認が出来ない場合は提出）
 - ・当該年度工事については、登録内容確認書及び工事しゅん工認定書などの写し。
 - ・**最終契約工期と従事実績が乖離している場合は、最終の実施（実績）工程表の写し。**
 - ・監理技術者補佐として従事した工事は評価の対象外とします。

【評価方法】

- ・上記④において評価（提出）した工事に限らず、入札公告で示した国又は熊本県が発注した工事で、土木関係工事においては、平成29年度（2017年度）以降に、建築関係工事においては、平成24年度（2012年度）以降に従事した同一許可業種工事の成績評定点（1件）を評価します。
- ・評価する件数は1件とします。
- ・**複数の工事成績が提出された場合は、得点が最も低い1件で評価します。**
- ・**入札参加者が提出した資料のみに基づいて、評価します。（提出した資料のみで、確認できない場合は評価しません。）**
- ・建設工事共同企業体の構成員の場合は、出資比率20%以上に限ります。
- ・入札公告日までに完成した工事とは、入札公告日において、竣工検査（国においては、完成検査）及び工事目的物の引き渡し完了している工事とします。
- ・従前に勤務していた企業（転職等により退社した企業）での施工経験も評価対象とします。（従前に勤務していた企業の工事成績評定通知書の再交付を求める場合は、情報公開条例に基づく開示請求が必要です。）
- ・従事期間は、実工期*の2分の1を超える期間（工期が1年以上の工事にあつては、実工期*のうち6カ月を超える期間）に従事していたことを要します。
※実工期とは、契約上の工期から工事の全部中止の期間、余裕期間、実施竣工日（工事完成通知書（しゅん工届）提出日）から契約工期末日までの期間を除く期間
- ・工事成績評定点の記載又は工事成績評定通知書の写しの提出がない場合は、0点として評価します。

○「比例配分」による配点（基本型・簡易型Ⅱの場合）

工事成績評定点	配点
83点以上	3.00点
82点	2.70点
81点	2.40点
80点	2.10点
79点	1.80点
78点	1.50点
77点	1.20点
76点	0.90点
75点	0.60点
74点	0.30点
73点以下	0.00点

※配点は
【満点×（評定点－73）÷10】
により計算し、少数第3位を四捨五入にして少数2位
止めとします。

※簡易型Ⅰの場合は各々の半点評価

⑥ 継続教育の取得状況

【提出資料】

- ・以下の建設系 CPD 協議会又は建築 CPD 運営会議加盟団体が発行する実績証明書の写し。
- ・実績証明書の期間が、入札公告で示した評価対象期間内に収まっていない場合は、入札公告で示した期間内に取得した単位数が分かる明細書等の写しを併せて提出します。

「建設系 CPD 協議会加盟団体」

- ①公益社団法人 空気調和・衛生工学会、②一般社団法人 建設コンサルタンツ協会、③公益社団法人 地盤工学会、④一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会、⑤公益社団法人 土木学会、⑥土質・地質技術者生涯学習協議会、⑦一般社団法人 日本環境アセスメント協会、⑧公益社団法人 日本コンクリート工学会、⑨公益社団法人 日本技術士会、⑩公益社団法人 日本建築士会連合会（都道府県建築士会）、⑪公益社団法人 日本造園学会、⑫公益社団法人 日本都市計画学会、⑬公益社団法人 農業農村工学会、⑭一般社団法人 全国測量設計業協会連合会、⑮公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会、⑯公益社団法人 森林・自然環境技術者教育研究センター、⑰一般財団法人 建設業振興基金、⑱一般社団法人 交通工学研究会、⑲一般社団法人 全日本建設技術協会

「建築 CPD 運営会議加盟団体」

- ①公益社団法人 日本建築士会連合会（都道府県建築士会）、②一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会、③公益社団法人 日本建築家協会、④一般社団法人 日本建設業連合会、⑤一般社団法人 日本建築学会、⑥公益社団法人 空気調和・衛生工学会、⑦一般社団法人 建築設備技術者協会、⑧一般社団法人 電気設備学会、⑨一般社団法人 日本設備設計事務所協会連合会、⑩公益財団法人 建築技術教育普及センター、⑪一般社団法人 日本建築構造技術者協会、⑫一般財団法人 建設業振興基金

【評価方法】

- ・土木関係工事については過去3年間の建設系 CPD 協議会、建築関係工事においては過去3年間の建築 CPD 運営会議加盟団体の入札公告に示した評価対象期間内の取得単位数を評価します。

【留意事項】

- ・平成31年（2019年）4月1日～令和4年（2022年）3月31日の期間に取得した単位数を評価します。
- ・証明書の写しが、対象期間に収まっていない場合で、明細書等の提出がなく評価対象期間内の取得単位数が確認できない場合は評価しません。

⑦ 若手技術者の追加配置

【提出資料】

- ・健康保険被保険者証、合格証明書、または資格、免許、登録証等の写し等。（若手配置予定技術者の年齢（生年月日）及び該当工事の主任技術者となりうる資格が確認できるもの。）

【評価方法】

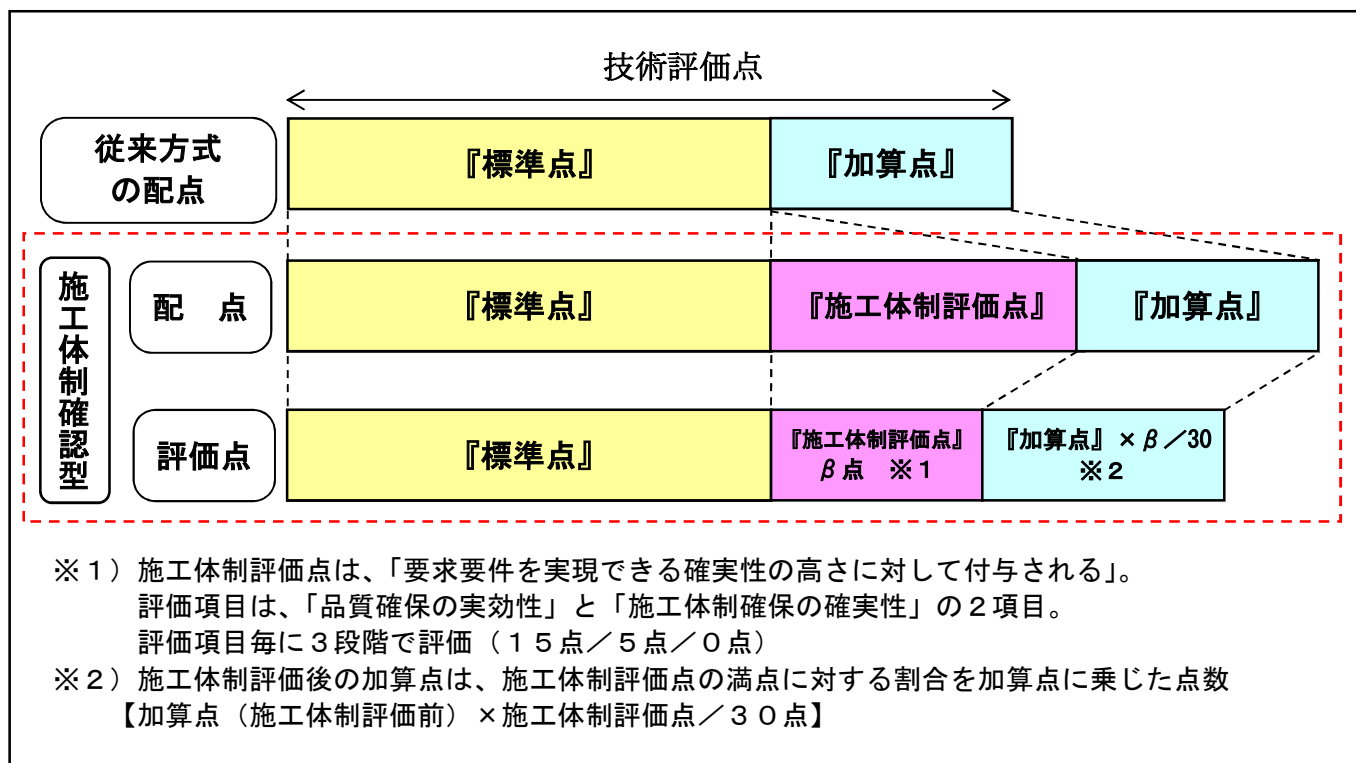
- ・入札公告で示した技術者の追加配置を評価します。
- ・入札参加者が提出した資料のみに基づいて、評価します。（提出した資料のみで、確認できない場合は評価しません。）

- ・当該工事における配置予定主任（監理）技術者の他に、技術者を追加配置する場合に評価します。
- ・追加配置する技術者は、当該工事の主任技術者となり得る資格（施工経験を除く）を有する者のうち、40歳未満^{※1}の者で直接的かつ恒常的な雇用関係にある者^{※2}に限ります。
- ※1 40歳未満とは、入札公告日において、40歳未満の者とします。
- ※2 直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とは、競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上の雇用がある者とします。

【留意事項】

- ・追加配置する若手技術者には当工事での専任義務はありませんが、他工事に専任している技術者を追加配置することは、認められません。（他工事での専任義務違反となるため。）
- ・現場代理人と兼務する場合は、現場代理人としての常駐義務が発生します。
- ・追加配置する技術者は、病休等の特別な理由がある場合を除き、関係する各工事共通仕様書に定義される以下のことを行う場合には、主任（監理）技術者と共に立会うことが義務となります。
 - 農業土木工事共通仕様書の第1編1-1-2及び1-1-25：協議、報告、確認、立会、段階確認、工事検査
 - 森林土木工事共通仕様書の第1編1-1-1-02及び1-1-1-23：協議、報告、確認、立会、段階確認、工事検査
 - 土木工事共通仕様書の第1編1-1-2及び1-1-22：協議、報告、確認、立会、段階確認、工事検査

(4) 施工体制の評価



1) 施工体制評価点の配点

施工体制評価点は30点満点とする。

施工体制評価点（30点）＝ 品質確保の実効性（15点）＋ 施工体制確保の確実性（15点）

2) 評価基準

1. 標準点の評価

原則として、入札要件を満足する入札参加者に満点を付与する。

ただし、施工体制ヒアリングにおいて、**重大な法令違反等が確認された場合には標準点を与えないものとする。**

2. 加算点の評価

技術申請書に基づき評価し加算点を算出する。

ただし、施工体制評価点に関して満点を付与されない場合は、**施工体制評価点の満点に対する評価点の割合を加算点に乘じ、小数点第3位を四捨五入した数値をそれぞれの加算点とする。**

加算点の算出例) <従来の加算点評価で、加算点が25点の場合>

① 施工体制評価点が満点の場合：

$$25点 \times 30 / 30 = 25.00点$$

② 施工体制評価点が10点の場合：

$$25点 \times 10 / 30 = 8.333\dots = 8.33点$$

③ 施工体制評価点が0点の場合：

$$25点 \times 0 / 30 = 0点$$

3. 施工体制の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	配点	満点
品質確保の 実行性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。	15	15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。	5	
	その他	0	
施工体制確保の 確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。	15	15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。	5	
	その他	0	

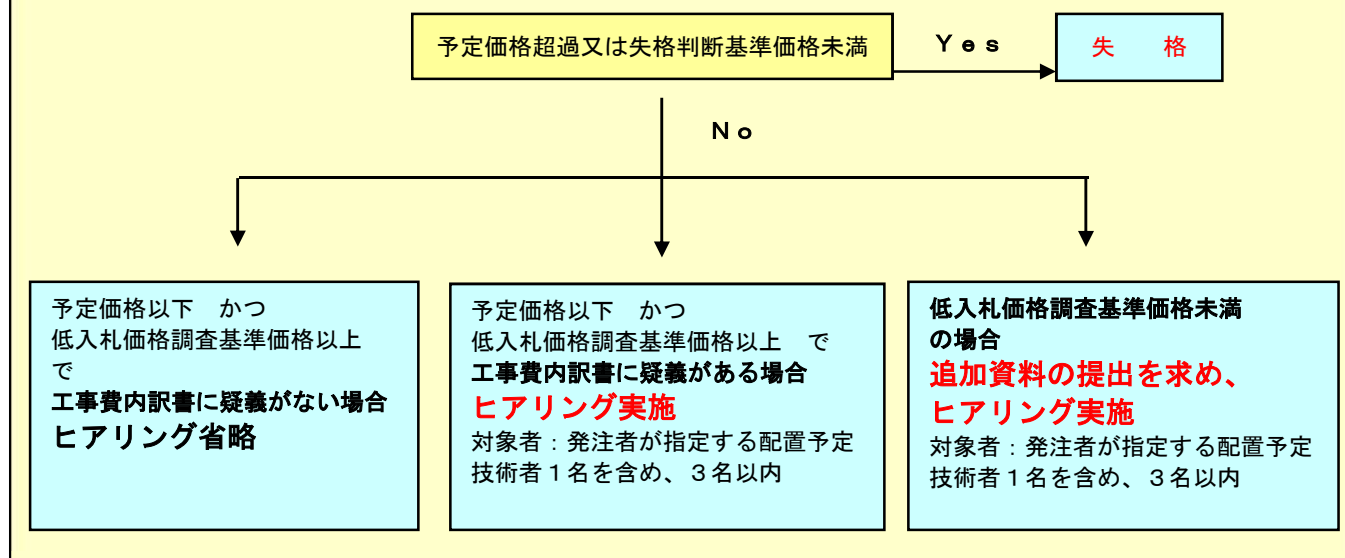
4. 評価の方法

① 施工体制に係るヒアリング

施工体制の構築及び施工内容の実現性の向上について審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者に対して施工体制に係るヒアリングを実施する。

ただし、低入札価格調査基準価格以上であるときは、ヒアリングを省略する場合がある。

注) ヒアリングを省略する場合は、低入札価格調査基準価格以上で工事費内訳書に疑義がない場合をいう。

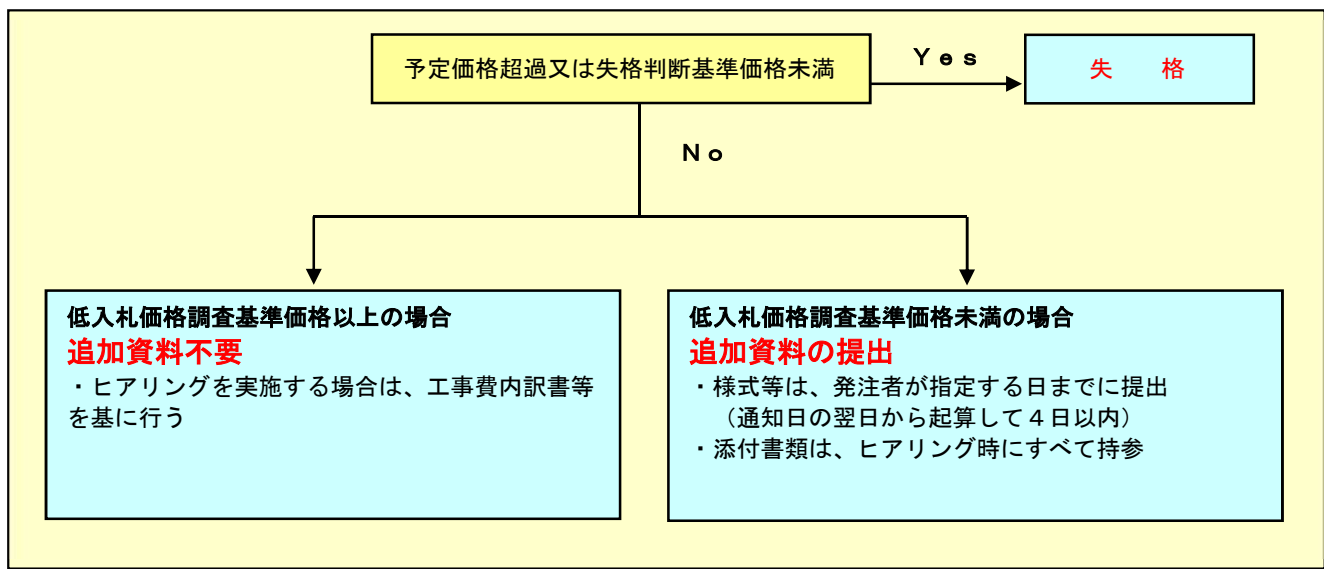


工事費内訳書に疑義がある場合は、以下の1～4のいずれかに該当する場合をいう。

- 1 直接工事費（工事費内訳書）が直接工事費（積算）の48.5%以下（97% × 1/2）
- 2 共通仮設費（工事費内訳書）が共通仮設費（積算）の45.0%以下（90% × 1/2）
- 3 現場管理費（工事費内訳書）が現場管理費（積算）の45.0%以下（90% × 1/2）
- 4 一般管理費等（工事費内訳書）が一般管理費等（積算）の34.0%以下（68% × 1/2）

②ヒアリングのための追加資料

入札参加者のうち、低入札価格調査基準価格に満たない入札を行った者は、ヒアリングのための追加資料として、「施工体制確認型総合評価落札方式資料作成要領」（以下「資料作成要領」という。）に示す様式等（表紙及び様式1～18-2）の提出（2部）を求めるものとする。また、資料作成要領に示した添付資料はヒアリング時にすべて持参し、提示するものとする。なお、追加資料の再提出及び差し替えは認めない。



③施工体制に係る審査方法の通知

ヒアリングを実施する場合は、ファクシミリにより以下の項目を通知する。

- ・ヒアリングの種別 対面
- ・追加資料の提出の有無（有 or 無）
- ・追加資料の詳細（資料作成要領に示すとおり）
- ・追加資料の提出期限 発注者が指定する日：通知日の翌日から起算して4日以内。ただし、期限日が県の休日となる場合は、その翌日とする
- ・提出方法 持参すること
- ・提出先 入札・契約担当部局
- ・提出部数 2部
- ・ヒアリングの実施日時及び場所（令和〇年〇月〇日 〇〇時〇〇分 〇〇〇会議室）
- ・ヒアリングの対象者 発注者が指定する配置予定技術者1名を含め、3名以内

注）提出期限までに追加資料を提出できない場合の取り扱い

施工体制に係る追加資料の提出を必要とする者（低入札価格調査基準価格に満たない入札を行った者）が、提出期限までに追加資料を提出できない場合は、提出できない旨を記載した書面を提出する事ができる。この場合、無効として取り扱う。（事項の（例）通知書の別紙参照）

令和〇〇年（20〇〇年）〇〇月〇〇日

施工体制確認型総合評価落札方式
施工体制に係る審査方法通知書

商号又は名称 株式会社〇〇〇〇
代表者氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇 様

熊本県知事 蒲島 郁夫

令和〇〇年（20〇〇年）〇〇月〇〇日に開札のありました、〇〇工事の入札に係る施工体制の審査方法について、下記のとおり通知します。

なお、下記2（追加資料の提出の有無）が「有」の場合で、下記4の追加資料の提出期限までに追加資料が提出できない場合は、別紙を提出して下さい（FAX可）。別紙が提出された場合は、ヒアリングを行わず入札を無効とします。

記

1	ヒアリングの種別	対面
2	追加資料の提出の有無	有 ・ 無
3	追加資料の詳細	入札公告共通事項書【別紙1】3のとおり
4	追加資料の提出期限、提出方法、提出先及び提出部数	令和〇〇年（20〇〇年）〇〇月〇〇日 〇〇時（厳守）
		持参に限る。 なお、追加資料には様式「表紙（施工体制）」を必ず添付すること。 （日付、住所、商号又は名称、代表者氏名、担当者所属部署、担当者氏名、電話番号、FAX番号、工事番号、工事名、工事場所、添付様式名を記載し、代表者印を必ず押印する事。）提出部数は2部とする。
		〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号 熊本県〇〇地域振興局総務課
5	ヒアリングの実施日時及び場所	令和〇〇年（20〇〇年）〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
		〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号 熊本県〇〇地域振興局 〇〇〇会議室
6	ヒアリングの対象者	下記の配置予定技術者（1名）を含む3名以内
		配置予定技術者 〇〇 〇〇

注1）入札公告共通事項書の【別紙2】（施工体制確認型追加資料等に係る入札無効要件）に該当する場合は、入札公告共通事項書第14に該当する入札として、当該追加資料提出業者の入札を無効とする。

注2）ヒアリングは、「追加資料」、「工事費内訳書」、「技術提案書（施工計画書）」等に基づいて、施工体制の審査を行うが、【別紙3】に示す添付資料の他、ヒアリング時において明確な説明・証明に必要なと思われる資料は、必ず全て持参し当方の求めに応じて提示すること。

注3）追加資料は、提出後の修正及び再提出は認めない。

本通知をご確認頂きましたら、お手数ですが、速やかに着信確認をお願い致します。

連絡先：熊本県〇〇地域振興局〇〇課 担当：〇〇 電話：〇〇 FAX：〇〇

別 紙

令和 年（2000年） 月 日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

商号又は名称 株式会社〇〇〇〇
代表者氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇 印
(代表者の印)

担当者
所属部署
氏 名
<電 話>
< F A X >

下記の工事について、施工体制に係るヒアリングのための追加資料の提出通知がありました。都合により提出できないので本紙を提出します。

記

- 1 工事番号 〇〇〇第 号
- 2 工 事 名 〇〇〇〇工事
- 3 審査方法通知日 令和 年（2000年） 月 日

注1) 提出期限は、審査方法通知書 記4の追加資料の提出期限までとする。

注2) 提出方法は、審査方法通知書の着信確認連絡先に、持参またはFAXで提出すること。

(FAXの場合は、電話で受領の確認を行い、後日持参または郵送すること。)

注3) 必ず代表者印を押印すること。(FAXの場合も同じ。)

使用する様式一覧

(施工体制確認型総合評価方式のヒアリングのための追加資料様式)

様式番号	名称	提出書類
表紙(施工体制)	施工体制確認型総合評価に係るヒアリングのための追加資料の提出について	○
様式1	当該価格で入札した理由	○
様式2-1	積算内訳書(兼)経費節減額算定調書①	○
様式2-2	積算内訳書に対する明細書(兼)経費節減額算定調書②	○
様式2-3	一般管理費等の内訳書	
様式3	経費節減額算定調書	○
様式4	下請予定業者等一覧表	○
様式5	配置予定技術者名簿	○
様式6-1	手持ち工事の状況(対象工事現場付近)	
様式6-2	手持ち工事の状況(対象工事関連)	
様式7	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係	
様式8-1	手持ち資材の状況	○
様式8-2	資材等購入予定先一覧	○
様式9-1	手持ち機械の状況	○
様式9-2	機械等リース元一覧	○
様式10-1	労務者の確保計画	○
様式10-2	工種別労務者配置計画	○
様式11	建設副産物の搬出地	○
様式12	建設副産物の搬出及び資機材等の搬入・搬出に関する運搬計画書	○
様式13-1	品質確保体制(品質管理のための人員体制)	○
様式13-2	品質確保体制(品質管理計画書)	○
様式13-3	品質確保体制(出来形管理計画書)	○
様式14-1	安全衛生管理体制(安全衛生教育等)	○
様式14-2	安全衛生管理体制(点検計画)	○
様式14-3	安全衛生管理体制(仮設設置計画)	○
様式14-4	安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)	○
様式15	誓約書	
様式16-1	施工体制台帳	○
様式16-2	施工体系図	○
様式17	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者	
様式18-1	積算内訳書(兼)下請予定業者等確認調書①	○
様式18-2	積算内訳書に対する明細書(兼)下請予定業者等確認調書②	○

3. 総合評価審査会

総合評価落札方式における技術提案の評価等に関する事務を執行するため、本庁及び出先機関に総合評価審査会を設置します。

○審査会の役割

- ①落札者決定基準に関すること
- ②評価値の決定に関すること
- ③その他総合評価の審査等に必要な事項に関すること

4. 学識経験者の意見聴取

4-1 意見聴取の目的

地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、総合評価落札方式での恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため「学識経験を有する者」から意見聴取を行います。

【参考】

○地方自治法施行令（平成20年3月一部改正）

第167条の10の2 普通地方公共団体の長は、（中略）価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

5 普通公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見を述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

4-2 意見聴取の時期

- ①総合評価落札方式の落札者決定基準を定めようとするとき。
- ②総合評価落札方式による落札者を決定しようとするとき。
- ③基本型については、評価の平準化及び恣意性の排除等の観点から、原則として意見聴取を行います。また、簡易型については、原則として地方自治法第167条の10の2第5項によることとします。

4-3 意見聴取の方法

総合評価落札方式における学識経験者による意見聴取については、原則2名以上の学識経験者に直接の意見聴取を行います。

4-4 意見聴取の非公開

学識経験者への意見聴取に際しては、技術提案に関するものなど、企業の知的財産について議論することから、審議内容については非公開、学識経験者名についても非公表にします。

4-5 学識経験者の定義

学識経験者とは、大学の教授や国や県の行政経験者等の専門知識を持つ方のことを学識経験者と呼んでいます。

5. 評価内容の担保

5-1 施工計画の担保

総合評価落札方式で、採用された施工計画等について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を明らかにするとともに、その履行を確保するため、契約時に設計図書とします。

実際の施工に際しては提案のあった施工計画等の内容を満たす施工方法により施工するものとします。

施工計画等については、受注者の実際の施工に反映させ、発注者が確認するものとし、設計図書及び請負代金の変更は行いません。

受注者の責により施工計画等を満たす施工が行われない場合は、工事成績評定表において、「施工計画」得点の満点（10点又は15点）を減点します。また、施工計画等の履行が確認できない場合は、工事成績の減点のほか、施工のやりなおし、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行う場合もあります。

なお、施工計画等の履行状況が、特に悪質と認められる場合は、契約の解除を行うとともに、指名停止措置等を行います。

5-2 地域貢献度の担保

1) 主要資材の県産資材使用

受注者は、入札公告の「評価に関する基準」において、「主要資材の県産資材使用」評価内容と設定されている場合は、予め技術申請書に記載した内容を満たす施工を行わなければならないものとします。

受注者の責に帰すべき事由により、予め受注者が技術申請書に記載した内容を満たす施工が行われない場合は、評価項目「主要資材の県産材使用」で得た得点を、工事成績評定点から減点します。

2) 県内企業への下請又は自社施工

受注者は、入札公告の「評価に関する基準」において、「県内企業への下請又は自社施工」（県内企業が参加対象の「土木一式工事」に係る下請は、1次下請けについて全て県内企業と契約し、かつ地域振興局等の管内に主たる営業所を有する土木一式工事のB等級又はC等級企業への1社以上の1次下請けを含む。）が評価内容として設定されている場合は、予め技術申請書に記載した内容を満たす施工を行わなければならないものとします。

受注者の責に帰すべき事由により、予め受注者が技術申請書に記載した内容を満たす施工が行われない場合は、評価項目「県内企業への下請又は自社施工」で得た得点を、工事成績評定点から減点します。

5-3 配置予定技術者評価の担保

受注者は、建設業法施行令で定める、技術者を専任で配置することが必要となる工事及び建築一式工事における簡易型Ⅰの工事で、配置予定技術者を専任で配置する旨の技術申請を行った工事においては、予め技術申請書に記載した配置予定技術者（以下「配置予定技術者」という。）を工事現場に専任で配置しなければならないものとします。

また、配置予定技術者は、病休、退職等のほか、工場製作から現場設置への移行がある場合、工期が多年に及ぶ場合、予測し得ない工期延長がある場合等特別な場合を除き、変更は認めません。*

ただし、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、変更前の配置予定技術者が入札公告の「評価に関する基準」で得た得点と同等以上の資格や実績等がある技術者を配置しなければなりません。変更前の配置予定技術者と変更後の配置予定技術者で得た得点に（減の）差がある場合は、その差分について、工事成績評定点から減点します。

※「監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）」

「一般競争入札共通事項書」における「配置予定技術者」に関する記載事項 等 参照

5-4 若手技術者の追加配置の評価の担保

受注者は、入札公告の「評価に関する基準」において、「若手技術者の追加配置」の評価項目が評価されていることを通知されている場合は、予め技術申請書に記載した追加配置技術者（以下「追加配置技術者」という。）を配置しなければなりません。

この場合において、追加配置技術者は、病休、退職等のほか、工場製作から現場設置への移行がある場合、工期が多年に及ぶ場合、予測し得ない工期延長がある場合等特別な場合を除き、変更を認めません。

ただし、やむを得ず追加配置技術者を変更する場合は、入札公告の「評価に関する基準」の「若手技術者の追加配置」に示す資格がある追加配置技術者を配置しなければなりません。また、入札公告の「評価

に関する基準」に示した資格がある追加配置技術者を配置出来ない場合は、評価項目「若手技術者の追加配置」で得た得点を工事成績評定点から減点します。

追加配置技術者は、病休等の特別な理由がある場合を除き、関係する各共通仕様書に規定する以下の業務に主任（監理）技術者と同席しなければなりません。

農業土木工事共通仕様書の第1編1-1-2及び1-1-25：協議、報告、立会、確認、工事検査

森林土木工事共通仕様書の第1編1-1-1-02及び1-1-1-23：協議、報告、確認、立会、
段階確認、工事検査

土木工事共通仕様書の第1編1-1-2及び1-1-22：協議、報告、確認、立会、工事検査、
段階確認

5-5 登録基幹技能者の評価の担保

受注者は、入札公告の「評価に関する基準」において、「登録基幹技能者の配置」の評価項目が評価されていることを通知されている場合は、予め技術申請書に記載した登録基幹技能者（以下「登録基幹技能者」という。）を配置しなければなりません。

発注者は、施工計画書提出時や当該作業中及び竣工時に、予め技術申請書に記載した登録基幹技能者の当該作業期間における常駐の是非について確認します。

ただし、やむを得ず登録基幹技能者を変更する場合は、入札公告の「評価に関する基準」の「登録基幹技能者の配置」に示す同種の登録基幹技能者を配置しなければなりません。また、入札公告の「評価に関する基準」に示した同種の登録基幹技能者を配置出来ない場合は、評価項目「登録基幹技能者の配置」で得た得点を工事成績評定点から減点します。

5-6 工事成績評定への反映方法

竣工検査時に、施工計画、地域貢献度（県産資材若しくは県内企業への下請又は自社施工）、登録基幹技能者、配置技術者、若手技術者の追加配置、工場又は事業所（雇用する正社員の従業員が20人以上のもの）の有無等についても検査を行います。採用された提案などの履行状況等を評価・確認し、工事成績評定に反映します。

総合評価で求めた施工計画について、施工計画の内容を満たすことができなかった場合は工事成績評定の減点を行います。減点については、「工事成績評定要領の法令遵守」を適用して行います。

施工計画の履行状況の確認方法は以下のとおりです。

① 履行状況チェック表を作成します。

- ・現場着手前に、受発注者協議の上、具体的な確認の実施時期や確認方法を定めます。
- ・この際に、発注者が実施不要と認めた受注者の提案については、履行状況チェック表の摘要欄にその旨を記載し、受注者に伝えます。なお、施工中の現場状況の変化により、履行不要となった提案についても、同様に取り扱います。

② 実施状況の確認

- ・実施状況の有無を確認する必要がありますので、履行状況チェック表の確認方法に従って、その都度、実施状況の確認を受けてください。

③ 竣工検査時の確認

- ・竣工検査時に履行状況チェック表を検査員が検査し、不履行があった場合は減点します。

(様式-11・基本型用) 施工計画書 履行状況チェック表

工事番号 令和〇年度 債務 単県〇〇第1234-0-101号		工事名 □□△△線 単県〇〇〇工事		請負者名: ○□△会社				
簡易な施工計画	提案概要	確認の実施時期又は頻度	確認方法	可:○ 否:×	実施状況	確認日	確認者	摘要
安全管理	「一般交通に対する安全対策について」	①○○○○			○	現地立会	○・△・□ ○○ ○○	
		②○○○○			○	現地立会	○・△・□ ○○ ○○	
品質管理	「コンクリートの品質について」					書類確認	・ ・	
							・ ・	
							・ ・	
							・ ・	

※1 協議して決定

※1 具体的な「確認の実施時期又は頻度」、「確認方法」は、契約締結後、発注者と受注者が協議して決定する。

※2 履行状況

※2 履行状況確認の都度、主任監督員が記入する。

注1)行が足りない場合は、適宜追加すること。

注2)受注者の責により施工計画書に記載した内容が不履行の場合、工事成績評定において、評価項目の満点と同じ点数を減点する。

6. 事前登録制度

6-1 適用範囲

競争参加資格が「土木一式工事」において、以下の6-2の項目について、事前登録制度を適用します。

事前登録制度適用工事は以下の①～③を総て満たす工事とします。

①熊本県^{※1}が発注する総合評価方式入札工事

※1：土木部、農林水産部、教育庁（施設課）、企業局を対象とします。

②建設工事の種類が土木一式工事

③令和4年（2022年）6月1日以降入札公告の工事

6-2 令和4年度（2022年度）の事前登録項目

A1等級の企業では以下の①～⑦を対象とし、A2等級の企業では以下の⑦を対象とします。

①工事の種類毎（許可業種）の優良工事等表彰（平成29年度（2017年度）以降）

②地域精通度（主たる営業所の所在地）

③災害支援活動の実績（過去2年間）

※令和4年（2022年）4月1日以降の活動実績は、工事毎に個別申請となります。

④家畜防疫基本協定締結

⑤家畜防疫支援活動の実績（防疫演習を含む）

⑥地域貢献活動の実績（施策推進活動、社会貢献活動等）（過去2年間）

⑦令和2年度災害関連等工事の受注件数（令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）まで）

※令和2年度災害関連等工事の受注件数については、土木一式A1等級・A2等級の各企業へ案内しています。

令和4年（2022年）3月28日付け技管第560号（A1等級）・（A2等級）

※⑦の令和2年度災害関連等工事の受注件数等の登録については、熊本県土木部への一括申請となるので、農林水産部への提出は不要です。

6-3 事前登録制度の流れ

- ・事前登録対象企業からの申請を審査し、認定通知書を発行します。
- ・総合評価落札方式による入札工事に参加する場合は、入札公告文及び共通事項所を熟読したうえで、A1等級の企業は農林水産部長、A2等級の企業は広域本部長が発行する認定通知書の写しを添付してください。
（この場合は、事前登録項目に関する、従来の提出資料は必要ありません。）
- ・事前登録に関する、認定通知の内容に基づいて評価します。
- ・事前登録制度対象工事については、認定通知書の写しの提出がない場合、評価しません。ただし、以下の6-6の①～③項目で更新中の項目がある場合には、その項目の内容を確認出来る資料が提出されていれば評価します。

6-4 地域貢献度で特別枠を設定する場合の取扱い

- ・地域貢献度で特別枠が設定されている場合は、事前登録対象工事であっても、従来どおり工事案件毎に活動の証明資料を提出する必要があります。

6-5 事前登録の新規登録

- ・年度当初に以下により新規登録の申請手続きを行ってください。
 - 1) 受付
熊本県農林水産部農村振興局技術管理課が指定する期間。
「事前登録項目の認定通知書」を5月末までに申請企業に送付しますので、6月1日以降公告の工事から、事前登録認定通知書による一括評価を適用します。
 - 2) 申請書の提出先及び提出方法
A1等級の企業の場合：（一財）熊本県建設技術センター <持参又は郵送（書留郵便）>
A2等級の企業の場合：各広域本部土木部技術管理課<持参又は郵送（書留郵便）>
- ・「工事入札参加者資格審査」に伴い、格付けの変更があった場合には、以下により申請手続きを行ってください。
 - 1) 受付
格付けの変更後、速やかに申請を行ってください。

「事前登録項目の認定通知書」を申請日の翌日から起算して14日以内に申請企業に送付しますので、それ以降公告の工事から、事前登録認定通知書による一括評価を適用します。

2) 申請書の提出先及び提出方法

A1等級の企業の場合：(一財)熊本県建設技術センター《持参又は郵送(書留郵便)》

A2等級の企業の場合：各広域本部土木部技術管理課《持参又は郵送(書留郵便)》

6-6 事前登録の更新

A1等級の企業の場合、年度途中で事前登録内容の更新が必要な場合は、以下により更新の申請手続きを行ってください。

ただし、年度当初の申請時に登録可能な項目は、更新の対象になりません。

1) 事前登録の更新が必要な場合

原則として、以下の3項目が事前登録更新の対象となります。

①企業の評価の優良工事等表彰

前回申請以降に、登録(申請)済み工事業種以外の異業種工事で新たに表彰を受けた場合や同業種工事でもより評価点の高い表彰機関からの表彰を受けた場合)

②地域精通度(主たる営業所の所在地)

前回申請以降に、主たる営業所の所在地に変更があった場合

③家畜防疫基本協定の締結

前回申請以降に、家畜防疫協定の締結の有無に変更があった場合

※ただし、企業合併により事前登録内容に変更があった場合は、上記3項目以外であっても事前登録更新の対象となることがありますので、その際は申請手続きを行ってください。

2) 登録更新の受付

毎月15日まで(土・日・祝日を除く)(9時~17時)

※郵送の場合は、15日の17時までに必着のこと。(書留郵便に限る)

『翌月1日以降に公告する工事から適用します』

3) 事前登録更新の申請書の提出先及び提出方法

(一財)熊本県建設技術センター《持参又は郵送(書留郵便)》

6-7 合併特例措置の取扱い

合併特例措置(平成17年4月1日熊本県告示第380号)により、新たに事前登録制度適用対象企業になった場合の取扱い

1) 受付

合併後、速やかに申請を行ってください。

「事前登録項目の認定通知書」を申請日の翌日から起算して14日以内に申請企業に送付しますので、それ以降公告の工事から、新たな合併企業の事前登録認定通知書による一括評価を適用します。

2) 申請書の提出先及び提出方法

A1等級の企業の場合：(一財)熊本県建設技術センター《持参又は郵送(書留郵便)》

A2等級の企業の場合：各広域本部土木部技術管理課《持参又は郵送(書留郵便)》

「事前登録制度関係様式」 (A 1 等級企業：土木一式工事)

事前登録申請書 (農林水産部用)

令和4年(2022年)4月 日

熊本県農林水産部長 様

住所 :
商号又は名称 :
代表者氏名 :
建設業許可番号



熊本県農林水産部所管総合評価落札方式の事前登録制度に伴い、所定の関係書類を添えて事前登録を申請します。

なお、申請内容及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

問い合わせ先 :
担当者名 :
電話番号 :

提出書類チェック欄 (提出する書類にチェックを付けて下さい。)

1 申請様式 (すべて提出)

申請書 (本様式) 様式-1 【事前登録項目】

2 優良工事等表彰関係 (すべて提出)

優良工事等の表彰状の写し (企業名が記載された表彰状)

優良工事等表彰を受賞した工事のコリンズ

登録 (竣工時登録確認書) の写し等

3 災害支援活動関係 (いずれか提出)

活動実績報告書類又は契約書の写し

国、県、県内市町村又は農林水産業用施設管理者が発行する証明書の写し

4 家畜防疫基本協定に基づく活動関係 (いずれか提出)

最新の協定書の写し (最新の協会員名簿を添付)

当該地域振興局等 (農政事務所) が発行する活動証明書の写し (協定締結がない場合)

5 地域貢献活動関係 (すべて提出)

農林水産部地域貢献活動提出書類一覧表

別添「令和4年度(2022年度) 農林水産部地域貢献評価一覧表」に定める提出物

(活動によって、必須提出物が異なりますので、御注意ください。)

様式-2 【地域貢献活動区域の地図】 (施策推進活動については提出不要)

6 令和2年度災害関連等工事受注契約件数の実績

※受注契約件数の登録は、土木部への一括申請 (共同) となります。(一財) 建設技術センターへ申請をお願いします。

事前登録項目

商号又は名称：_____

項目		機関名及び登録内容等		申請する場合「○」 申請しない場合「×」 (※1)	見出し名 (※2)	
①	工事の種類毎の 優良工事等表彰	国土交通省及び農林水産省又は熊本県発注工事の表彰			資料①－1	
		熊本県農村振興技術連盟表彰又は熊本県治山林道協会表彰			資料①－2	
②	地域精通度	主たる営業所の所在地				
③	災害支援活動の 実績	農林水産施設管理者からの要請に基づく支援活動			資料③	
④	家畜防疫基本協 定の締結	「悪性家畜伝染病」に係る県（各地域振興局長等）との協定			資料④	
⑤	家畜防疫支援活 動の実績	「悪性家畜伝染病」の支援活動			資料⑤	
⑥	地域貢献活動の 実績	施策推進 活動	1	「耕作放棄地再生利用緊急対策実施要項」 あるいは「耕作放棄地解消緊急対策事業」 の助成対象活動		資料⑥－1
			2	「農地維持支払、資源向上支払の助成対象 活動		資料⑥－2
			3	「熊本県水とみどりの森づくり税事業」の 助成対象活動		資料⑥－3
		社会貢献 活動	4	「中山間地域直接支払制度」の交付金交付 対象活動		資料⑥－4
			5	地方自治体や県内のボランティア団体等が 主催する森林整備活動（植林・下刈・間 伐・枝打）		資料⑥－5
			6	地方自治体または施設管理者との協定に基 づく森林整備活動（植林・下刈・間伐・枝 打）		資料⑥－6
			7	地方自治体や県内のボランティア団体等が 主催する漁港や漁場及び海岸の美化・保全 活動		資料⑥－7
			8	地方自治体または施設管理者との協定に基 づく漁港や漁場及び海岸の美化・保全活動		資料⑥－8
			9	「農道」の美化・保全活動（清掃、除草 等）		資料⑥－9
			10	「林道」の美化・保全活動（清掃、除草 等）		資料⑥－10
			11	「生活環境保全保安林整備事業等治山事業 で開設した管理道」の美化・保全活動（清 掃、除草等）		資料⑥－11
⑦	令和2年度災害 関連等工事の受 注契約件数	令和2年度（2020年度）～令和3年度（2021年度）までの 期間			(※3)	

※1：各項目について、申請する場合には「○」印、申請しない場合には「×」印を必ず記入して下さい。

※2：提出資料には、必ず「見出し名（資料①－1）等」を付けて下さい。

※3：項目⑦の令和2年度災害関連等工事の受注契約件数等の登録については、土木部への一括申請（共同）となりますので、土木部の方へ申請願います。

地域貢献活動区域の地図

商号又は名称：

活 動 名	活 動 場 所

- ・ 地域貢献活動毎（様式－１に記載した活動毎）に、別葉で作成すること。
- ・ 「８ 地方自治体または施設管理者との協定に基づく漁港、漁場及び海岸の保全に係る美化・保全活動」や「９、１０ 施設管理者との協定に基づく農道、林道、保安林管理道の美化・保全活動」については、協定締結の延長（協定書の延長）を黒色で、実際に活動した延長（活動報告書の延長）を赤色で、旗揚げすること。
- ・ 地域貢献活動区域が判別できる様に、適度な縮尺の地図を用いること。
- ・ 植林活動等の場合は、活動を行った場所及び水系が確認できる地図を添付すること。（別添可）

令和4年度(2022年度) 農林水産部地域貢献活動提出書類一覧表

活 動		申 請	令和元年度(2019年度)			令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)		
NO	活 動 名		提出書類	書類の有無	備 考	提出書類	書類の有無	備 考	提出書類	書類の有無	備 考
1	「耕作放棄地再生利用緊急対策実施要項」あるいは「耕作放棄地解消緊急対策事業」の助成対象活動	有・無				助成金交付が確認できる資料	有・無		助成金交付が確認できる資料	有・無	
2	・「多面的機能支払制度」の助成対象活動	有・無				規約・名簿	有・無		規約・名簿	有・無	
3	・「熊本県水とみどりの森づくり税事業」の助成対象活動	有・無				規約・名簿	有・無		規約・名簿	有・無	
4	・「中山間地域直接支払制度」の交付金交付対象活動	有・無				協定書の写し	有・無		協定書の写し	有・無	
5 もしくは 7	・森林整備活動(植林・下刈・間伐・枝打) ・漁港や漁場(内水面を含む。)、及び海岸(農地海岸、漁港海岸)の美化・保全活動(流木処理、ゴミ拾い等)	有・無	活動の概要	有・無		活動の概要	有・無		活動の概要	有・無	
			日報の写し	有・無		日報の写し	有・無		日報の写し	有・無	
			写真	有・無		写真	有・無		写真	有・無	
			証明書	有・無		証明書	有・無		証明書	有・無	
6 もしくは 8	・森林整備活動(植林・下刈・間伐・枝打) ・漁港や漁場(内水面を含む。)、及び海岸(農地海岸、漁港海岸)の美化・保全活動(流木処理、ゴミ拾い等)	有・無	様式2(地図)	有・無		様式2(地図)	有・無		様式2(地図)	有・無	
			協定書の写し	有・無		協定書の写し	有・無		協定書の写し	有・無	
			証明書	有・無		証明書	有・無		証明書	有・無	
9	・「農道」の美化・保全活動(清掃、除草等)	有・無	様式2(地図)	有・無		様式2(地図)	有・無		様式2(地図)	有・無	
			協定書の写し	有・無		協定書の写し	有・無		協定書の写し	有・無	
			証明書	有・無		証明書	有・無		証明書	有・無	
10	・「林道」の美化・保全活動(清掃、除草等)	有・無	様式2	有・無		様式2	有・無		様式2	有・無	
			協定書の写し	有・無		協定書の写し	有・無		協定書の写し	有・無	
			証明書	有・無		証明書	有・無		証明書	有・無	
11	・「生活環境保全保安林整備事業等治山事業で開設した管理道」の美化・保全活動(清掃、除草等)	有・無	協定書の写し	有・無		協定書の写し	有・無		協定書の写し	有・無	
			証明書	有・無		証明書	有・無		証明書	有・無	
			様式2(地図)	有・無		様式2(地図)	有・無		様式2(地図)	有・無	

「事前登録申請に関する詳細事項」 (A 1 等級企業用)

1 全体事項

申請上の注意点

- ・申請書の日付は必ず記入して下さい。(持参の場合は提出日。郵送の場合は投函日。)
- ・提出する書類を確認し、申請書の提出書類チェック欄にチェックを付け下さい。

2 個別事項

(1) 平成29年度(2017年度)以降の「優良工事等表彰」の実績

- ・国土交通省、農林水産省、及び熊本県発注工事における優良工事等表彰の実績を評価します。
- ・同種又は異種の優良工事等表彰の実績を評価します。
- ・同種・異種は、土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事、しゅんせつ工事等の許可業種で区分します。(建設業法 別表第一(上欄)に掲げられた建設工事の種類毎とします。)
- ・「優良工事等表彰」の対象は、「優良工事等表彰の評価対象一覧表」のとおりです。
- ・社団法人日本治山治水協会と日本林道協会が共催する治山・林道コンクールについて、農林水産大臣賞と林野庁長官賞が農林水産省の表彰に該当します。
- ・優良工事等表彰の実績が複数ある場合は、配点が高い方を採用します。
例えば、熊本県優良工事等表彰と熊本県農村振興技術連盟表彰の2つを受賞している場合、得点は前者の1.0点とします。
- ・森林管理局長名の表彰は、評価対象外です。
- ・国土交通省の河川国道事務所長名の表彰は、評価対象外です。
- ・評価対象期間は、平成29年度(2017年度)表彰以降から入札公告日までの表彰とします。
- ・合併特例措置(平成17年4月1日熊本県告示第380号)により、「“その他の営業所”の資格で入札に参加した企業」の優良工事表彰は、“消滅会社”の表彰のみが評価対象です。
- ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の工事とします。
- ・優良工事を受賞した建設工事の種類毎に資料を提出して下さい。

優良工事等表彰の評価対象一覧表

名 称	表 彰 者	配 点	評 価 対 象
国土交通省の優良工事表彰等	国土交通大臣	1.0点 (0.50)	平成29年度 (2017年度)以降
国土交通省地方整備局長表彰	地方整備局長		
農林水産大臣表彰	農林水産大臣		
農林水産省農村振興局長表彰	農村振興局長		
農林水産省地方農政局長表彰	地方農政局長		
林野庁長官表彰	林野庁長官		
水産庁長官表彰	水産庁長官		
熊本県優良工事等表彰	熊本県知事	0.5点	
熊本県建築住宅局優良工事表彰	熊本県建築住宅局長		
熊本県農村振興技術連盟表彰	委員長	0.5点 (0.25)	
熊本県治山林道協会表彰	協会長		

備考：「国土交通省の優良工事表彰等」の対象は、1) 優良施工業者(工事部門)表彰、2) 安全施工業者表彰、3) 災害復旧等功労業者(工事部門)表彰、4) 優良工事における下請業者表彰
配点欄の()内書きは、異種工事の場合です。

<提出書類>

- ・優良工事等の受賞した企業名及び工事名が記載された表彰状の写し
- ・優良工事等表彰を受賞した工事のコリンズの登録（竣工時登録内容確認書）の写し（又は、入札公告文などで受賞した工事の種類（許可業種）がわかるもの）

申請上の注意点

- ・事前登録で申請する優良工事等表彰は、企業が受けた表彰のみが対象です。

(2) 地域精通度

- ・主たる営業所の所在地は事前登録申請書（表紙）に記載してある住所で判断しますので、書類の提出は不要です。

(3) 過去2年間の「災害支援活動」の実績

災害支援活動とは、国、県又は県内市町村等^{※1}の**農林水産業施設管理者の要請**により実施した「①農林水産業施設の災害支援（応急）活動」（例：農地、農道の土砂撤去等）です。

※1：県内市町村等とは、県内市町村、土地改良区、森林組合、漁協及び法人組織の農業団体とします。

- ・評価対象の災害支援活動は、以下のとおりです。

ア 令和4年度（2022年度）発注工事（令和4年（2022年）6月1日以降の入札公告の工事）の評価対象期間は、令和2年（2020年）4月1日～令和4年（2022年）3月31日です。

※令和4年（2022年）4月1日以降の活動実績の申請は、工事毎に個別申請となります。

イ 発注工事を管轄する地域振興局等管内の農林水産業施設等の災害復旧支援活動実績を評価対象とします。

なお、複数の地域振興局等で活動がある場合はそれぞれ評価対象となります。

<提出書類>

- ・国、県又は市町村等の要請に基づき活動した旨を証明する活動照明書^{※3}の写し。

※3：要請者が発行する証明書

申請上の注意点

- ・証明書は、施設名、活動場所、活動内容、実施日、証明日、証明者名及び押印が必要です。

(4) 「家畜防疫基本協定の締結」又は過去2年間の「家畜防疫支援活動の実績」

【農林水産部独自評価項目】

- ・当該工事の公告日において、発注工事を管轄する地域振興局等との「家畜防疫協定の締結」と家畜防疫支援活動（演習活動を含む。）の実績を評価します。

<提出書類>

家畜防疫基本協定締結がある場合

- ・当該地域振興局（農政事務所）と締結した**最新の協定書の写し及び最新の協会員名簿**

家畜防疫基本協定締結がない場合

- ・当該地域振興局等（農政事務所）が発行する**活動証明書の写し**

(5) 過去2年間の「地域貢献活動」の実績

- ・評価対象の地域貢献活動は、別紙「農林水産部地域貢献評価一覧表」のとおりです。
農林水産部が所管する事業が対象とする農地・林地・海岸及び農林水産業用施設等の地域資源や農山漁村の環境を保全する活動（施策推進活動・社会貢献活動）に、会社として参加した場合に評価します。
（土木部等が所管する国土交通省関係の施設は、評価対象外です。）
- ・各建設産業団体連合会が主催して行った活動（以下、「団体での活動」という。）については、社会貢献活動にあたる場合、企業が単独で行っている活動と区別して評価します。

「施策推進活動」とは、会社が主体的に参加できる制度があり、その制度に基づき取り組んだ実績を評価するものです。

「社会貢献活動」とは、制度化されていない、一般的に「ボランティア活動」と呼ばれる活動のことで、“原則として協定に基づく活動を評価対象”としていますが、例外的に“地方自治体や県内のボランティア団体等が主催する活動”も評価する活動も一部あります。

- ・評価する活動は、会社として過去2年間継続した活動、かつ活動内容（地域貢献一覧表の活動名）が同じものとし、令和4年度（2022年度）は、令和2年度（2020年度）と令和3年度（2021年度）のそれぞれの年度に年1回以上活動した場合に評価します。

<提出書類>

- ・別紙「令和4年度（2022年度） 農林水産部地域貢献評価一覧表」に定める提出物。
- ・地域貢献活動区域の地図（様式-2）（施策推進活動の場合は不要）。
- ・「社会貢献活動」において、会社が地域貢献活動の取組主体や取組主体の構成員となっている場合、地方自治体や施設管理者との協定（具体的に活動区間（区域）などの活動内容が明記されているもの）の締結がある場合は、構成員と判断できる資料（規約、会員名簿等や協定書の写し、活動証明書）が必要です。
（日報、写真などは添付する必要はありません。）

申請上の注意点

- ・団体での活動の場合、活動した企業の参加実績を建設産業団体連合会加盟団体が証明し、参加企業毎に2名以上が参加していないと評価対象となりません。

令和4年度(2022年度) 農林水産部地域貢献評価一覧表

	地域貢献活動			評価対象の要件	評価の判定基準	必須提出物	備考	
	項目	活動No.	活動名					
施策推進活動	「熊本県の農林水産業施策に関する活動」	1	・「耕作放棄地再生利用緊急対策実施要項」あるいは「耕作放棄地解消緊急対策事業」の助成対象活動	会社が「①取組主体」もしくは「②取組主体の構成員」であること。	・過去2年間、会社が地域の活動組織に参加していること。	①「取組主体」が助成金を交付されていることが確認できるもの ②会社が「取組主体」あるいは「取組主体の構成員」であることが確認できるもの		
		2	・「農地維持支払、資源向上支払の助成対象活動」	会社が活動組織の構成員であること。	・過去2年間会社が地域の活動組織に参加していること。	①会社が構成員であることが証明できるもの。規約(構成員名簿を含む。)		
		3	・「熊本県水とみどりの森づくり税事業」の助成対象活動	会社が活動組織の構成員であること。	・過去2年間、会社が地域の活動組織に参加していること。	①会社が「活動組織の構成員」であることが確認できるもの	「水とみどりの森づくり推進事業」の「団体等による森づくり」等	
社会貢献活動	「中山間地域の多面的機能の発揮に係る社会貢献活動」	4	・「中山間地域直接支払制度」の交付金交付対象活動	中山間地域の集落協定に位置付けられた活動を、集落との協定に基づき支援すること。	・過去2年間、会社が地域の活動組織と協定を締結し活動していること。	①集落との協定書の写し ②協定を締結した代表者の活動証明書 ③地域貢献活動区域の地図		
	「森林の多面的機能の発揮に係る社会貢献活動」	5	森林整備活動(植林・下刈・間伐・枝打)	地方自治体や県内のボランティア団体等が主催する活動	・過去2年間、会社と協定を締結し活動していること。	活動No.5,7の場合 ①「活動への参加」に係る主催者の証明書 ②ボランティア活動の概要(主催者、目的、内容等)が分かるもの 例:企画書、参加者募集のちらし等 ③地域貢献活動区域の地図 ④活動日の作業日報の写し ⑤活動の状況写真		
		6	森林整備活動(植林・下刈・間伐・枝打)	地方自治体または施設管理者との協定に基づく活動であること。	・過去2年間、会社が地域の活動組織と協定を締結し活動していること。			
	「漁港、漁場及び海岸の保全に係る美化・保全活動」	7	・漁港や漁場(内水面を含む。)、及び海岸(農地海岸、漁港海岸)の美化・保全活動(流木処理、ゴミ拾い等)	地方自治体や県内のボランティア団体等が主催する活動	・過去2年間、会社と協定を締結し活動していること。	活動No.6,8の場合 ①地方自治体または施設管理者との協定書の写し ②活動証明書 ③地域貢献活動区域の地図	「漁港」とは、漁港漁場整備法に基づく第1種～第3種漁港で、県または市町村が管理するものを指す。	
		8	・漁港や漁場(内水面を含む。)、及び海岸(農地海岸、漁港海岸)の美化・保全活動(流木処理、ゴミ拾い等)	地方自治体または施設管理者との協定に基づく活動であること。	・過去2年間、会社が地域の活動組織と協定を締結し活動していること。			
	「施設管理者との協定に基づく農道、林道、保安林管理道の美化・保全活動」	9	・「農道」の美化・保全活動(清掃、除草等)	地方自治体または施設管理者との管理委託協定に基づく活動であること。	・過去2年間、施設管理者と協定書を交わし活動していること。	活動No.9,10,11の場合 ①地方自治体または施設管理者との協定書の写し ②活動証明書 ③地域貢献活動区域の地図	・「農道」は、原則として農道台帳が整備されている農道を評価対象とする。 ・「生活環境保全保安林整備事業等」治山事業で開設した管理道の美化・保全活動には、歩道も含む。	
		10	・「林道」の美化・保全活動(清掃、除草等)	〃	〃			
		11	・「生活環境保全保安林整備事業等」治山事業で開設した管理道の美化・保全活動(清掃、除草等)	〃	〃			
	「特別枠」	上記以外に、農政事務所、地域振興局として評価すべき活動がある場合に独自に設定。					・上記を参考に、農政事務所、地域振興局が設定。	
		(設定例) ・阿蘇の野焼き支援ボランティア			会社が、活動組織の構成員であること。	・過去2年間に延べ4人以上の社員が参加していること		①「活動組織の構成員」であることが確認できるもの ②「活動への参加」に係る活動組織の証明書
	その他	○評価方法について						
<p>・「地域貢献活動」は、会社として過去2年間継続して参加^{※1}した活動実績を評価する。 (※1)会社として過去2年間継続して参加:「複数の社員」が「会社の一員として」令和2年度(2020年度)と令和3年度(2021年度)それぞれに年1回以上の活動に参加すること。 ・活動No.5, No.7について、令和元年度に活動実績があり、主催者が新型コロナウイルス蔓延防止のため、令和2年度、あるいは令和2年度及び令和3年度に活動を開催しなかったことを証明した場合は、令和2年度及び令和3年度に継続した活動実績がなくても特例として2年間継続して活動したものとみなす。また、令和2年度に活動実績があり、主催者が新型コロナウイルス蔓延防止のため、令和3年度に活動を開催しなかったことを証明した場合も、令和3年度の活動実績がなくても特例として2年間継続して活動したものとみなす。なお、この特例措置は令和4年度までとする。 ・評価の有無は各活動ごとに行い、「活動の証明書」及び「補足資料」により判定する。 ・評価される活動が1つでもあれば、地域貢献活動の実績とする。</p>								
○「評価する活動の対象区域」について								
<p>・「評価する活動の対象区域」は熊本県内とする。</p> <p>○提出物について</p> <p>・施策推進活動における「会社が取組主体あるいは構成員であることが証明、確認できるもの(規約、名簿等)」は、各年度が確認できるものを提出すること。 ・証明書は、活動内容、証明日、証明者名の記載と証明者の押印があるものを提出すること。(写し可) ・必須提出物の提出がない場合や、提出物が不足する場合は評価しない。 ・必須提出物以外に、活動の実績を確認するための「補足資料」があれば、併せて提出すること。 例)「ボランティア団体発行のスタンプカード」、「参加申込書(インターネットの申込み画面を印刷したものやFAX等の写し等を含む)」、「新聞、第三者発行の広報誌等に掲載された場合、 ・団体の活動:各建設産業界連合会加盟団体が発行する活動証明書及び活動内容が分かる新聞記事等の写しを提出すること。 ・必須提出物は、項目ごとに別葉で提出すること。</p>								
○「活動区域の地図」について								
<p>「地方自治体または施設管理者との協定に基づく漁港、漁場及び海岸の保全に係る美化・保全活動」や「施設管理者との協定に基づく農道、林道、保安林管理道の美化・保全活動」については、協定締結の延長(協定書の延長)を黒色で、実際に活動した延長(活動報告書の延長)を赤色で、旗揚げすること。 地域貢献活動区域が判別できるように、適度な縮尺の地図を用いること。 ※活動区域の地図は、年度毎に別葉で作成するものとする。</p>								

令和4年度(2022年度)「農林水産部地域貢献活動」の留意点

	地域貢献活動			評価対象の要件	評価の判定基準	必須提出物	備考
	項目	活動No.	活動名				
施策推進活動	「熊本県の農林水産業施策に関する活動」	1	・「耕作放棄地再生利用緊急対策実施要項」あるいは「耕作放棄地解消緊急対策事業」の助成対象活動	会社が「①取組主体」もしくは「②取組主体の構成員」であること。	過去2年間、会社が地域の活動組織に参加していること。	①「取組主体」が助成金を交付されていることが確認できるもの ②会社が「取組主体」あるいは「取組主体の構成員」であることが確認できるもの	
		2	・「多面的機能支払制度」の助成対象活動(農地維持支払・資源向上支払)	会社が活動組織の構成員であること。	過去2年間、会社が地域の活動組織に参加していること。	①会社が構成員であることが証明できるもの。規約(構成員名簿を含む。)	
		3	・「熊本県水とみどりの森づくり税事業」の助成対象活動	会社が活動組織の構成員であること。	過去2年間、会社が地域の活動組織に参加していること。	①会社が「活動組織の構成員」であることが確認できるもの	「水とみどりの森づくり推進事業」の「団体等による森づくり」等

・会社が取組主体又は取組主体の構成員として、活動組織に参加していることが必要です。社員が個人的に構成員になっている場合は評価対象外です。

	地域貢献活動			評価対象の要件	評価の判定基準	必須提出物	備考
	項目	活動No.	活動名				
社会貢献活動	「中山間地域の多面的機能の発揮に係る社会貢献活動」	4	・「中山間地域直接支払制度」の交付金交付対象活動	中山間地域の集落協定に位置付けられた活動を、集落との協定に基づき支援すること。	過去2年間、会社が地域の活動組織と協定を締結し活動していること。	①集落との協定書の写し ②協定を締結した代表者の活動証明書 ③地域貢献活動区域の地図	
		5	森林整備活動(植林・下刈・間伐・枝打)	地方自治体や県内のボランティア団体等が主催する活動	過去2年間、会社としての活動実績があること。	活動No.5,7①の場合 ①「活動への参加」に係る主催者の証明書 ②ボランティア活動の概要(主催者、目的、内容等)が分かるもの 例:企画書、参加者募集のちらし等 ◇共通欄の必須提出物 ③地域貢献活動区域の地図 ④活動日の作業日報の写し ⑤活動の状況写真	・活動No.5,7について、取組主体や取組主体の構成員となっている場合は、作業日報と活動状況写真は提出不要。 ・漁港とは、漁港漁場整備法に基づく第1種～第3種漁港で、県または市町村が管理するものを指す。
		6		地方自治体または施設管理者との協定に基づく活動であること。	過去2年間、会社が地域の活動組織と協定を締結し活動していること。		
		7	・漁港や漁場(内水面を含む。)、及び海岸(農地海岸、漁港海岸)の美化・保全活動(流木処理、ゴミ拾い等)	地方自治体や県内のボランティア団体等が主催する活動	過去2年間、会社としての活動実績があること。	活動No.6,8の場合 ①地方自治体または施設管理者との協定書の写し ②活動証明書 ③地域貢献活動区域の地図	
8	地方自治体または施設管理者との協定に基づく活動であること。	過去2年間、会社が地域の活動組織と協定を締結し活動していること。					

・港湾、建設海岸等は、評価対象外です。

・4, 6, 8の活動については、土地改良区、漁業協同組合との協定に基づく活動は、評価対象外です。

・客観的に確認できる資料とは、地方自治体や施設管理者による活動証明書等を想定しています。

・5, 7の活動については継続性を重視し、2人以上/回の活動が、2か年以上継続していれば評価対象となります。

	地域貢献活動			評価対象の要件	評価の判定基準	必須提出物	備考
	項目	活動No.	活動名				
社会貢献活動	「施設管理者との協定に基づく農道、林道、保安林管理道の美化・保全活動」	9	・「農道」の美化・保全活動(清掃、除草等)	地方自治体または施設管理者との管理委託協定に基づく活動であること。	過去2年間、施設管理者と協定書を交わし活動していること。	活動No.9, 10, 11の場合 ①地方自治体または施設管理者との協定書の写し ②活動証明書 ③地域貢献活動区域の地図	・「農道」は、原則として農道台帳が整備されている農道を評価対象とする。 ・「生活環境保全保安林整備事業等」治山事業で開設した管理道の美化・保全活動には、歩道も含む。
		10	・「林道」の美化・保全活動(清掃、除草等)		"		
		11	・「生活環境保全保安林整備事業等治山事業で開設した管理道」の美化・保全活動(清掃、除草等)		"		

・協定に基づく活動のみ評価対象となります。

・土地改良区、漁業協同組合との協定に基づく活動は、評価対象外です。但し、9の活動において、ほ場整備地区内の幹線農道等(幅員4.0m以上を想定)を管理する土地改良区との協定は評価対象となります。

・令和2年度(2020年度)、令和3年度(2021年度)に協定が締結され、活動した事の証明書が必要です。

3 登録内容の更新

年度途中で事前登録内容の更新が必要な場合は、下記により申請手続きを行って下さい。ただし、年度当初の申請時に登録可能な項目は、更新の対象になりません。

(1) 事前登録の更新が必要な場合

原則として、以下の3項目が事前登録更新の対象となります。

① 企業の評価の優良工事等表彰

前回の申請日以降に、登録（申請）済み工事業種以外の異業種工事で新たに表彰を受けた場合や同業種工事でもより評価点の高い表彰機関からの表彰を受けた場合

② 地域精通度（主たる営業所の所在地）

前回申請日以降に、主たる営業所の所在地に変更があった場合

③ 家畜防疫基本協定の締結

前回申請日以降に、家畜防疫協定の締結の有無に変更があった場合

注) 企業合併により事前登録内容に変更があった場合は、上記3項目以外であっても事前登録更新の対象となる事がありますので、その際は申請手続きを行ってください。

(2) 事前登録更新の受付

毎月15日まで（土・日・祝日を除く）（午前9時～午後5時）

※ 郵送の場合は、15日の午後5時までに必着のこと。（書留郵便に限る）

『翌月1日以降入札公告の工事に適用します。』

(3) 申請書の提出先及び提出方法

（一財）熊本県建設技術センター 《持参又は郵送（書留郵便）》

〒861-4212 熊本市南区城南町舞原東194

TEL 0964-28-6926』

4 合併特例措置（平成17年4月1日熊本県告示第380号）により、新たに事前登録制度適用企業になった場合の取扱い

(1) 受付

合併後、速やかに申請して下さい。

『申請日の翌日から起算して14日後以降の入札公告の工事に事前登録認定通知書による評価を適用します。』

(2) 申請書の提出先及び提出方法

（一財）熊本県建設技術センター 《持参又は郵送（書留郵便）》

〒861-4212 熊本市南区城南町舞原東194

TEL 0964-28-6926』

お問い合わせ先

・事前登録の制度に関するお問い合わせ：

熊本県農林水産部農村振興局技術管理課

農業土木技術班

TEL：096-333-2426

林務水産技術班

TEL：096-333-2467

・事前登録の申請に関するお問い合わせ：

（一財）熊本県建設技術センター

TEL：0964-28-6926

7. その他

7-1 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、評価に関する基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札説明書等において明らかにします。

(1) 入札前

総合評価落札方式の適用工事では、公告及び入札説明書等において以下の事項を明記します。

- ①総合評価落札方式の適用の旨
- ②評価に関する基準（評価項目、評価基準及びその得点配分）
- ③評価の方法及び落札者の決定方法
- ④技術提案、施工計画等が履行できなかった場合の措置

(2) 入札後

落札者の決定後は、速やかに以下の事項を公表します。

- ①入札参加者名
- ②技術評定点
- ③入札価格
- ④評価値

事例) 実施結果の公表

様式6

総合評価方式による入札の実施結果表

工 事 名 : ○○工事
予 定 価 格 : ○○円 (税抜き)
低入札価格調査基準価格 : ○○円 (税抜き)
開 札 日 : 令和○年○月○日
施 工 理 由 :

入札者名	加算点内訳			施工体制評価	技術評価点 (標準点+加算点+施工体制評価点)	入札価格 (税抜き)	評価値	落札者
	施工計画	企業評価	配置予定技術者の評価					
○○建設(株)	○○.○	○○.○	○○.○	○○.○	126.80	61,600,000	205.8442	[落札]
(株)○○産業	○○.○	○○.○	○○.○	○○.○	120.70	59,800,000	201.8395	
(株)○○組	○○.○	○○.○	○○.○	○○.○	113.90	62,300,000	182.8250	

7-2 開示請求

【情報公開条例に基づく開示請求】

技術提案内容に関する、第三者からの開示請求に対しては、企業の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため開示しません。(熊本県情報公開条例 第7条第3号アに該当)

【情報公開条例に基づかない任意の情報提供依頼】

入札参加者の自社の加算点内訳点数に関しては、情報公開条例によらず自社からの書面(様式自由)による申し出により情報提供を行うこととしますが、点数の根拠となる審査内容等については情報提供しません。

ただし、情報提供は当該工事の契約締結後とします。

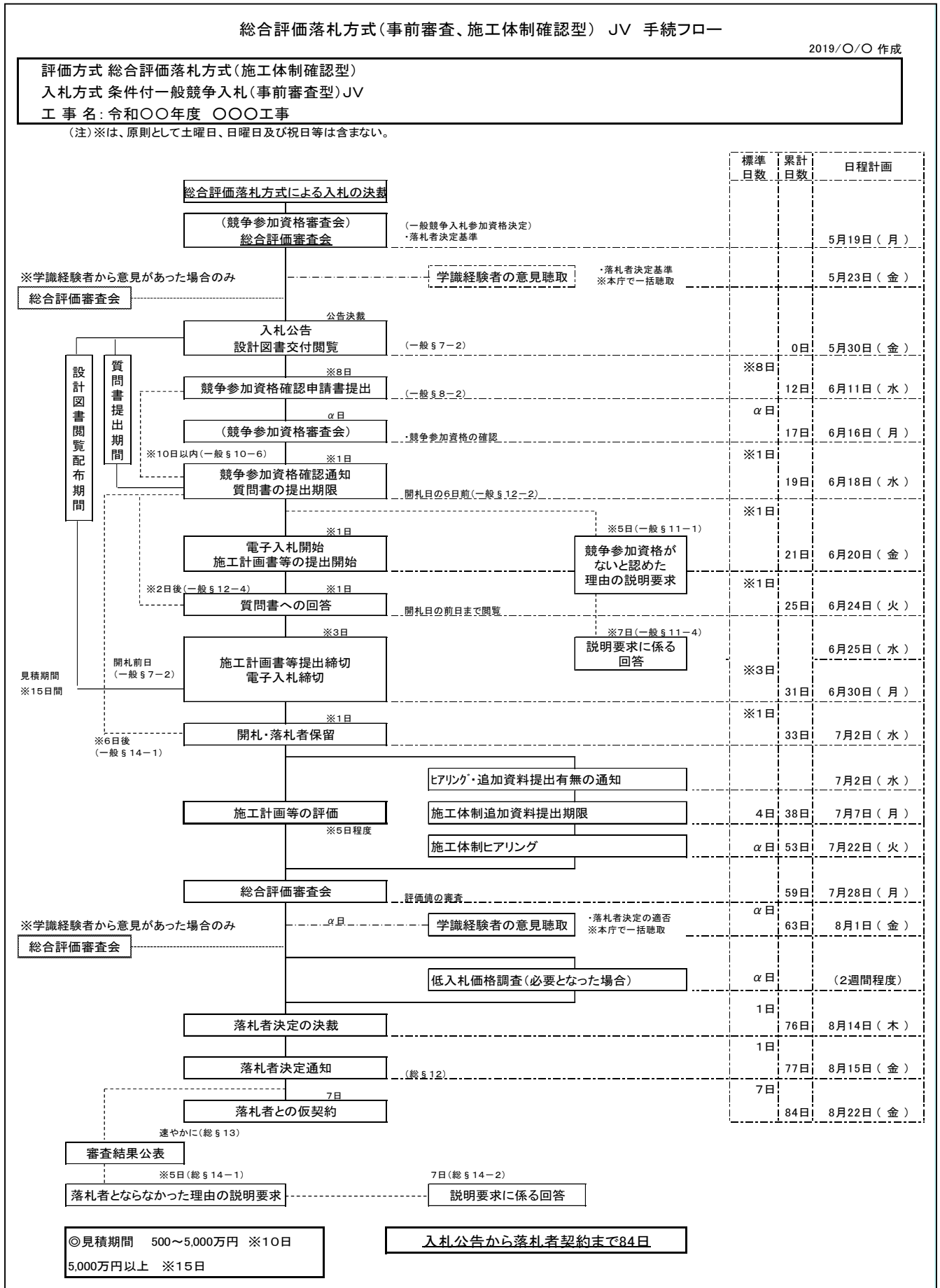
7-3 秘密保持

入札参加者から提出された技術提案等は提案者の知的財産であるため、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにします。また、提案者の了解を得ることなく提案の全部または一部を当該工事や他の工事に採用することのないようにするなど、その取り扱いについて適正に対応します。

ただし、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、提案者に通知することなく県が発注する工事に無償で使用できるものとし、技術提案等を求める場合はあらかじめ入札説明書等でその旨を明記します。

8. 総合評価落札方式の手順

8-1 総合評価落札方式（事前審査、施工体制確認型）JV 手順フロー



8-2 総合評価落札方式（事後審査、施工体制確認型）基本型・簡易型 手順フロー

総合評価方式(事後審査、施工体制確認型)基本型・簡易型 手順フロー

2019/〇/〇 作成

評価方式：総合評価方式(基本型)

入札方式：条件付一般競争入札(事後審査型)

工事名：令和〇〇年度 〇〇〇工事

(注)※は、原則として土曜日、日曜日及び祝日等は含まない。
学識経験者への意見聴取は原則として毎月第1、3金曜日を予定(臨時は第2、4金曜日)

※参加資格設定基準に基づきが疑義が生じた場合
※ " " に基づかない場合

競争参加資格本庁協議

総合評価方式による入札の決裁

(競争参加資格審査会)
総合評価審査会

(一般競争入札参加資格決定)
・落札者決定基準

9月5日(月)

※学識経験者から意見があった場合のみ

総合評価審査会

学識経験者の意見聴取

・落札者決定基準
※本庁で一括聴取

9月9日(金)

公告決裁

入札公告
設計図書交付閲覧

(一般§7-2)

0日 9月14日(水)

※12日

※12日

質問書の提出期限

開札日の6日前(一般§12-2)

20日 10月4日(火)

※2日(一般§12-4)

※2日

質問書への回答

開札日の前日まで閲覧(一般§12-4)

22日 10月6日(木)

※1日

※1日

施工計画書等提出締切

公告日から15日間を標準とする

23日 10月7日(金)

※2日

※2日

電子入札締切

開札の前日(一般§14-1)

28日 10月12日(水)

※1日

※1日

開札・落札者保留

(一般§14-1)

29日 10月13日(木)

※5日以内

※5日以内

施工計画等の評価

※5日以内

※5日以内

総合評価審査会

・評価書の審査

33日 10月17日(月)

※2日以内

※2日以内

競争参加資格確認申請書の提出
競争参加資格確認

開札後7日以内(総§11-2)

35日 10月19日(水)

※学識経験者から意見があった場合のみ

総合評価審査会

学識経験者の意見聴取

・落札者決定の適否
※本庁で一括聴取

α日 10月21日(金)

1日

1日

(競争参加資格審査会)
落札者決定の決裁

(決裁可)注1

40日 10月24日(月)

※5日以内

1日

1日

(総§12)

41日 10月25日(火)

7日

7日

落札者との契約

48日 11月1日(火)

速やかに(総§13)

審査結果公表

※5日(一般§11-1)

競争参加資格がないと認めた理由の説明要求

※5日(総§14-1)

落札者とならなかった理由の説明要求

7日(一般§11-4)

説明要求に係る回答

(総§14-2)

◎見積期間 500~5,000万円 ※10日

入札公告から落札者契約まで48日

5,000万円以上 ※15日

注1:競争参加資格に施工実績等を設定しない場合は、審査会を省略し決裁とすることができる
「建設工事等に係る競争参加者の決定及び工区分割等の事務所について」土木部長通知 第2-2-(2)イ(7)d